

平成21年第38回定例会

あわらし議会会議録

平成21年5月18日 開会

平成21年5月25日 閉会

あわらし議会

平成21年 第38回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(5月18日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第62号から議案第63号の一括上程・提案理由説明	8
議案第64号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	8
議案第65号から議案第66号の一括上程 ・提案理由説明・総括質疑・討論・採決	10
議案第67号の上程・提案理由説明	11
議案第68号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	12
議案第69号から議案第72号の一括上程 ・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	14
議案第73号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	15
議案第74号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	16
請願第1号の上程・委員会付託	17
一般質問	17
笹原幸信君	17
一般質問	29
山口峰雄君	29
一般質問	41
坪田正武君	41
一般質問	47
卯目ひろみ君	47
一般質問	51
宮崎修君	51
一般質問	56
山川知一郎君	56

散会の宣言	67
署名議員	67
第 2 号 (5月25日)	
議事日程	68
出席議員	69
欠席議員	69
地方自治法第121条により出席した者	69
事務局職員出席者	69
開議の宣告	70
会議録署名議員の指名	70
議案第68号から議案第73号、請願第1号の委員長報告	
・ 質疑・討論・採決	70
継続審査中の調査事件について	79
議案第75号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	84
発議第1号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	86
議案第76号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	87
議案第77号から議案第78号の一括上程	
・ 提案理由の説明・質疑・討論・採決	88
閉議の宣言	90
議長閉会挨拶	90
市長閉会挨拶	91
閉会の宣告	92
署名議員	92

第 38 回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成 21 年 5 月 18 日 (月)

午前 9 時 30 分開議

1 . 開会の宣告

1 . 市長招集あいさつ

1 . 開議の宣告

1 . 諸般の報告

1 . 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 62 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)

日程第 4 議案第 63 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)

日程第 5 議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 20 年度あわら市一般会計補正予算 (第 8 号))

日程第 6 議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについて (あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について)

日程第 7 議案第 66 号 専決処分の承認を求めることについて (あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 8 議案第 67 号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)

日程第 9 議案第 68 号 平成 21 年度あわら市一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 10 議案第 69 号 あわら市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 70 号 あわら市総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 71 号 あわら市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 72 号 あわら市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 73 号 字の区域及び名称の変更について

日程第 15 議案第 74 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 16 請願第 1 号 核兵器廃絶を実現するための請願

日程第 17 一般質問

(散 会)

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	圓道信雄
財政部長	田中利幸	市民福祉部長	山岸利紀
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	長谷川忠典
教育部長	藤崎恒美	会計管理者	佐孝博司
土木部理事	佐々木賢	市民福祉部理事	辻邦雄
市民福祉部理事	摩垣浄心	芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文

事務局職員出席者

事務局長	柴田昇	事務局長補佐	山口徹
書記	中辻雅浩		

議長開会宣告

議長(東川継央君) ただいまから、第38回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時32分)

市長招集挨拶

議長(東川継央君) 開会にあたり、市長より招集のご挨拶がございます。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 本日ここに、第38回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

5月も半ばを過ぎ、新緑も目に鮮やかな季節となりました。議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨日第6回あわら市トリムマラソン大会を開催いたしましたところ、東川議長をはじめ議員各位には、開会式にご出席をいただき、心からお礼を申し上げます。1,775名のランナーの皆様には、強い雨風の悪コンディションにもかかわらず参加していただき、大会を盛り上げていただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げたいと思います。また、芦原温泉旅館協同組合女将の会の皆様をはじめ、200名近いボランティアの皆様のご協力により、大会が無事終了できましたことを深く感謝申し上げます。

ところで、先月24日に、メキシコ合衆国に端を発した新型インフルエンザにより、全世界では41カ国で8,800人余りが感染し、75人が死亡しております。また、国内においては、今月上旬に、カナダの短期留学から帰国した4人の感染が確認され、一昨日には、海外渡航歴のない神戸市在住の高校生1人について、国内で初の感染が確認されたとの発表がありました。その後、大阪府や兵庫県で感染が拡大し、現在では96人となっております。

市といたしましては、これまで、先月28日に、関係各課の担当者を集め、新型インフルエンザ対策推進チーム会議を開催するとともに、先月30日と今月1日には、庁内連絡会議を開催し、市民への注意喚起や職員の健康管理の徹底、防護服、マスク、手袋等の追加発注をするなどの対応を行って参りました。さらに、一昨日の国内感染確認の発表を受け、同日午後6時に、あわら市新型インフルエンザ対策本部を設置し、今後の各部の対応や各種行事等の開催、市民への注意喚起等について協議したところであります。また、昨日午前11時30分から、第2回目のあわら市新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、県の教育委員会からの修学旅行等の関する指導を踏まえ、本市の小中学校の修学旅行や部活動の対応等について検討したところであります。

なお、発生地域も、兵庫県から大阪府に広がっており、患者はいずれも海外へ渡航した経験がなく、関西地方で新型の人から人への感染が進んでいる可能性が強ま

っております。今後、さらに全国に拡大する恐れがあるものと思われま

す。今後とも、現状の把握に努めるとともに、国、県から提供される情報の共有に努めることなどを徹底し、万が一の際には、極力市民に不安感を与えないよう慎重に対応して参りたいと考えております。

さて、本定例会は、来月の市議会議員選挙を控え、議員各位の任期中、最後の定例会となるものであります。あわら市が誕生して5年が経過いたしました

が、この間の議員各位の多大なるご支援とご協力に対しまして、心から感謝申し上げる次第であります。ご案内のとおり、本定例会におきましては、専決処分に関するもの6議案、補正予算に関するもの1議案、条例の改正に関するもの4議案、字の区域及び名称の変更に関するもの1議案及び人事案件1議案の計13議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容、提案の主旨につきましては後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（東川継央君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 柴田事務局長。

事務局長（柴田 昇君） 諸般の報告をいたします。

平成21年3月2日招集の第37回定例会において、3月24日付けで議決されました議案につきましては、3月26日付けで、市長宛に会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました請願につきましては、お手元に配布してあります請願文書表のとおり、5月8日に1件受理いたしております。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案13件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下14名であります。

以上でございます。

行政報告

議長（東川継央君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管では、定額給付金の給付事務の現在の状況について申し上げます。

定額給付金については、3月21日、22日の両日、各公民館等へ職員が出向き、申請受付を開始し、その後は市役所総務課と市民生活課、あわら分室の2か所で受付を行うなど、5月15日現在で9,977世帯、全体の96.7%が申請を済まされております。まだ申請を終えていないのは344世帯であります。支給金額で申し上げますと、5月15日現在で4億7,242万4,000円、全体の98.6%を口座振込または現金で給付しております。なお、申請期限は9月24日までとなっておりますので、広報紙やホームページなどでさらに周知徹底を図り、給付漏れがないよう事務を進めて参りたいと考えております。

次に、市民福祉部関係でございますが、健康長寿課所管では、昨年9月の定例会におきまして、あわら市社会福祉協議会を金津雲雀ヶ丘寮の指定管理者とする議案が承認されて以来、関係条例の整備や県への変更申請及び規程の変更等、諸条件の整備を進め、平成21年4月1日に社協へ円滑に移行いたしました。

人事面では、寮長に施設運営経験者を外部から採用したのをはじめ、職員は市から移行した職員と新採用及び常勤、パートの臨時職員等に市からの派遣職員を加え、合計95名の体制となっております。また、双方の居宅介護支援事業所と訪問介護事業所を統合し、雲雀ヶ丘寮内に配置いたしました。これらのことにより、職員につきましては、施設運営のための法的人員数を充足いたしましたので、今後は社協の新体制により、安定した経営と入所者の方々が安心・安全で快適に生活するための施設運営に取り組んで参りますので、今後とも議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

最後に、教育委員会関係でございますが、文化学習課所管の金津創作の森では、1月17日から3月8日まで、「北欧の生活デザインと文化展」を開催いたしました。世界中で愛されている北欧のイス、食器類などの日用品を展示し、そのデザインの特長や制作された社会背景とあわせて、文化や風土などをご紹介いたしました。会期中は7,444人の入場者があり、重点目標の入場者増にも貢献しております。本展は好評のため、東京西新宿のリビングデザインセンター・オゾンへ巡回して開催中であります。

次に、2月25日から3月3日まで、「グラスワークショップ2009」を開催いたしました。例年、ガラス制作の技術中心の短期集中講座として開催して参りましたが、今回は「おもてなし・ごはんの時間」と題し、料理家もご招待してのワークショップといたしました。地元の食材を使った料理とその盛りつけを考えた器の制作を行い、最終日には、食材提供者や芦原温泉の旅館関係者などをご招待して、器と料理を提案する内容となりました。あわら市の食とアートが融合し、地元食材に熱い視線が注がれるきっかけになったのではないかと思います。

また、現在、4月18日から、「クラフトデザイン展」を開催中であります。新緑の森で、「金澤発・暮らしを彩るクラフト」と題しまして、北陸3県の伝統工芸や伝統に縛られない新しい工芸の制作に取り組まれている職人や作家の皆様の作品をご紹介します。特に本展では、石川県クラフトデザイン協会が共催となって全面的にご協力いただいております。ゴールデンウィーク中をはじめ、多くの皆様にご観覧いただいております。デザイン立県を目指す本県にとりまして、創作の森から新しい工芸品が提案できればと思います。本展は6月14日まで開催いたします。

ところで、開館10周年記念事業といたしまして、「10周年記念誌」の編さん及び「金津創作の森の経済的・社会的効果」の算定、考察を実施して参りましたが、このたび、それぞれ刊行の運びとなりました。

「10周年記念誌」は、金津創作の森のオープン・プレイメント及びグランド・オープン以降の企画展や招待作家、入居作家の皆さんの足跡をビジュアルにまとめたもので、見て楽しめる内容となっております。

また、経済的・社会的効果は、あわら市の施設、金津創作の森の経済効果と社会的効果を、平成19年度決算やアンケートなどにより測定したもので、公立大学法人、福井県立大学経済学部の服部茂幸教授に委託してまとめたものであります。

いずれも1,000部印刷し、関係者の皆様への配布を予定しております。こうした記録や検証を基に、今後の財団運営が市民の皆様の生活をより豊かにする方向へ展開しますよう、有効に活用して参る所存であります。

以上で、行政報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、大下重一君、4番、山川知一郎君の両名を指名します。

会期の決定

議長（東川継央君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から5月25日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日より5月25日までの8日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第62号から議案第63号の一括上程・提案理由説明

議長（東川継央君） 日程第3、議案第62号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第4、議案第63号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

以上の議案2件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第62号及び第63号「専決処分の報告について」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号につきましては、金津雲雀ヶ丘寮のリフト車による車両破損事故に係る損害賠償の額を定めたものであります。

この事故は、平成20年12月17日、金津雲雀ヶ丘寮のリフト車でデイサービス利用者を迎えに行き、反転するため後退したところ、後方から来た乗用車に衝突し当該乗用車を破損させたものであり、損害賠償の額を定めることについて、本年3月25日付けで専決処分を行ったものであります。

次の、議案第63号につきましては、金津雲雀ヶ丘寮のリフト車による門柱等の物損事故に係る損害賠償の額を定めたものであります。

この事故は、平成20年11月27日、金津雲雀ヶ丘寮のリフト車でデイサービス利用者を自宅に送り届ける際、駐車場へ後退中、門柱と石垣に接触し、これを破損させたものであり、損害賠償の額を定めることについて、本年3月29日付けで専決処分を行ったものであります。

以上、2件の専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議長（東川継央君） 議案第62号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、議案第63号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

以上の議案2件は、これをもって終結いたします。

議案第64号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第5、議案第64号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度あわら市一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

議長（東川継央君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第64号「専決処分の承認を求め

ることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号につきましては、平成20年度あわら市一般会計補正予算(第8号)で、歳入歳出それぞれ1億8,722万5,000円の追加を専決処分したものであります。これに伴い、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ131億6,333万3,000円となっております。

次に、補正の主な内容をご説明申し上げます。

歳入については、特別地方交付税2億222万8,000円を追加計上するほか、地方譲与税、配当割交付金、地方消費税交付金、市債など、額の最終確定に伴い、それぞれ増減額を精算計上するものであります。

一方、歳出については、総務費の定額給付金費で一部予算の組み替えを行うほか、歳入の精算に伴う財源振り替えを行うもので、平成21年3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

以上が専決処分の内容であります。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっております議案第64号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長(東川継央君) これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

従って、議案第64号、専決処分の承認を求めることについて(平成20年度あわら市一般会計補正予算(第8号))については、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 6 5 号から議案第 6 6 号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第 6、議案第 6 5 号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について）、日程第 7、議案第 6 6 号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

以上の議案 2 件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第 6 5 号及び第 6 6 号「専決処分の承認を求めることについて」の 2 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 6 5 号につきましては、あわら市税条例等の一部を改正したものであります。

地方税法の改正により、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設や配当・譲渡益に対する軽減税率の継続、土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続、また、住宅の長寿化、いわゆる 200 年住宅の促進税制が創設されること等に伴い、所要の改正を行うことについて、本年 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものであります。

議案第 6 6 号につきましては、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

地方税法の改正により、介護納付金課税額に係る限度額が 9 万円から 10 万円に引き上げられたこと等に伴い、所要の改正を行うことについて、本年 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものであります。

以上が専決処分の内容であります。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第 6 5 号、議案第 6 6 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより討論に入ります。

議案第 6 5 号について、討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

従って、議案第65号、専決処分の承認を求めることについて(あわら市税条例等の一部を改正する条例の制定について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長(東川継央君) 議案第66号について、討論はありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

従って、議案第66号、専決処分の承認を求めることについて(あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第67号の上程・提案理由説明

議長(東川継央君) 日程第8、議案第67号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

議長(東川継央君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第67号「専決処分の報告について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案67号につきましては、金津中学校駐輪場の屋根が強風により飛ばされたことによる民家の外壁等の破損事故に係る損害賠償の額を定めたものであります。

この事故は、平成21年3月13日、市が管理する金津中学校駐輪場のトタンぶきの屋根が強風により飛ばされ、隣接する民家の外壁とといを破損させたものであり、損害賠償の額を定めることについて、本年4月14日付けで専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議長（東川継央君） 議案第67号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）は、以上をもって終結いたします。

議案第68号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第9、議案第68号、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議長（東川継央君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第68号「平成21年度あわら市一般会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号につきましては、2億3,174万2,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億5,174万2,000円とするものであります。

歳出の主なものからご説明いたします。

まず総務費では、企画費で行政チャンネル番組制作設備リース料132万3,000円、北潟東区の親水空間整備に係るコミュニティ助成事業補助金250万円などを計上いたしております。

民生費では、老人福祉施設費で金津雲雀ヶ丘寮ホール等改修設計監理業務委託料1,554万円を計上いたしております。

また、幼児園費で芦原北及び芦原南幼児園の送迎バス利用者がいなくなったことにより、幼児園送迎バス運行事業委託料257万円を減額する一方、北潟幼児園に係る送迎バス運行事業補助金245万円を追加計上いたしております。

このほか、複合福祉施設整備費で旧芦原庁舎の利活用に係る耐震補強計画及び設計委託料1,709万4,000円を計上いたしております。

労働費では、緊急雇用創出事業として、税務課をはじめ各課所管に係る七つの業務委託料1,572万2,000円を計上しているほか、ふるさと雇用再生特別基金事業として政策課所管に係るPRコンテンツ整備業務委託料757万円を計上いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で意欲ある女性・熟年農業者ビジネス育成事業補助金216万6,000円、耕作放棄地再生利用緊急対策事業補助金270万円を計上いたしております。

消防費では、常備消防費で消防署庁舎建設設計委託料や地質調査等に係る嶺北消防組合負担金2,578万3,000円を追加計上するほか、消防施設費で消防署庁舎建設予定地である花乃杜地籍の土地5,765㎡の購入費1億3,547万8,000円を計上いたしております。

教育費では、小学校費の教育振興費で外国語活動評価及び実践研究事業79万円、学校給食畑設置支援事業80万円などを計上いたしております。

また、社会教育費の文化振興費で創作の森アートコア事務所のエアコン修繕料90万円を計上いたしております。

次に、歳入であります。県支出金では労働費県補助金で県緊急地域雇用創出特別基金事業補助金1,572万2,000円、県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金757万円を、農林水産業費県補助金で意欲ある女性・熟年農業者ビジネス育成事業補助金166万6,000円を計上いたしております。

このほか、金津雲雀ヶ丘寮基金繰入金1,554万円、繰越金2,618万1,000円、市債1億5,900万円をそれぞれ追加計上いたしております。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） ただ今の補正予算の内容で、市民生活課関連で、コミュニティバス停留所整備費27万8,000円が計上されておりますが、聞くところでは、現在の路線バスが8月末で廃止予定ということでの措置ということですが、この廃止計画について、まず説明をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市民福祉部理事、辻 邦雄君。

市民福祉部理事（辻 邦雄君） ただいまの山川知一郎議員のご質問にお答えをいたします。

今回の芦原温泉線の廃線に伴いまして、その影響を受ける地区は、劔岳地区の清滝区、後山区、東山区の3区と考えております。今回、廃止に伴いまして、コミュニティバスの南ルート1号線を延長して運行してその対応をとりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 今回廃止されるルートは劔岳を通過している路線だけというふうに聞いておりますが、そのほかの路線は別に廃止予定はないでしょうか。

それから、劔岳のところは廃止ということですが、コミュニティバスで大体そっちを通るということでございますけれども、これで子供が、特に中学生が通学する場合に、時間的にはどういうふうになるのか。現在のコミュニティバスはかなりあちらこちら回りますので、時間がかかっておりますが、同じような運行ですと非常に時間がかかるのではないかなと思いますけど、そのあたりについてどういふふうに考えておられるのか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市民福祉部理事、辻 邦雄君。

市民福祉部理事（辻 邦雄君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回廃線になりますのは、芦原温泉線のみでございます。それで、通学バスとして、朝の運行はですね、現在のコミュニティバスを若干、権世市野々が始発なんです、3分ほど早めまして、通学に支障のないように運行したいというふうに考えております。

実際、東山区で例にとりますと、大体30分ちょっとかかるようになります。これまで芦原温泉線ですと15分程度でしたが、コミュニティバスの性質上、15分以上、長くかかるということになります。ただ、通学には支障がございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（東川継央君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第69号から議案第72号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第10、議案第69号、あわら市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第70号、あわら市総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第71号、あわら市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第72号、あわら市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案4件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第69号「あわら市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第72号「あわら市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について」までの提案理由の説明を申し上げます。

現在、あわら市では、市長の諮問機関である審議会の委員として市議会議員に参画をお願いしているところであります。しかしながら、都市計画審議会の委員など法令に定めがあるものを除くほか、これらの審議会に市議会議員が参画することはその趣旨から適当でないため、来月執行予定の市議会議員選挙後の本年7月1日から市議会議員をそれぞれの委員に委嘱しないこととするため、この案を提出するものであります。

なお、住居表示審議会及び総合振興計画審議会の委員については、あわせて、定

数を25人から20人に削減するものであります。

以上、4議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第69号から議案第72号までの4議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第73号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第14、議案第73号、字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第73号「字の区域及び名称の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号につきましては、金津東部土地区画整理事業に伴う換地処分により、高塚、山室地係等の字の区域を変更し、字の区域と現況を合致させるとともに、名称を自由ヶ丘2丁目に変更するため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第73号につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

議案第74号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第15、議案第74号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第74号「あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、森 之嗣氏が本年4月24日で辞職をされたため、その後任として、あわら市山十楽第7号8番地、黒田 哲氏を委員に選任いたしたいので、提出するものであります。

氏は、人格、識見ともに固定資産評価審査委員会委員に適任であると思われまので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第74号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより議案第74号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

従って、議案第74号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

請願第1号の上程・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第16、請願第1号、核兵器廃絶を実現するための請願を議題とします。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています請願第1号は、総務常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

従って、この請願は総務常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。

（午前10時14分）

一般質問

議長（東川継央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時33分）

日程第17、これより一般質問を行います。

笹原幸信君

議長（東川継央君） 一般質問は通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） 市政会、笹原、一般質問をいたします。

通告は2問してございます。

まず第1問目ですが、芦原庁舎利活用計画についてということで質問をいたします。

芦原庁舎利活用計画については、庁内検討委員会での協議は、平成19年7月の第1回の会議を皮切りに、16回開催されたと報告を受けています。解体撤去案、中央公民館、図書館等の機能集約案、そして南北幼稚園統合と老人福祉センター案の3案が検討されたとのことですが、その検討結果としまして、公民館、図書館の統合は、両市街地から離れた場所となるということで利用しにくいということ。また、老人センターの統合は、お年寄りが利用しづらくなるということと浴槽の設置に多額の費用がかかるということ。芦原北、南幼稚園の老朽化に伴い、新幼稚園の建設が必要になってきているということ。また、子育て支援センターの老朽化が著しく、建て替える場合は幼稚園との隣接が望ましいとのこととあります。最後にですね、芦原庁舎は、旧芦原町のランドマークであり、解体撤去は市民感情及び地主の反発も予想されるとの説明がありました。

以上の検討結果を踏まえ、最終的に、利活用は、芦原庁舎を存続し、1階を芦原北、南の統合幼稚園に、2階を子育て支援センター、シルバー人材センターワーク

プラザ、3階を事務所、会議室にするとの結論が出たとのことであります。

問題点としまして、まず、地主の反発が予想されるということですが、どのようなものなのかをお伺いします。

この説明では、地主の反発が強いから存続を選択したような意味合いがあります。そういうふうにとれる部分がございます。この土地の30年の借地期限が本年の10月末に切れますが、地代等、どのように対応されるのかをお伺いいたします。また、先ほど申し上げました施設は、1万7,000㎡もの広い土地がございますが、全部必要なかどうか。不必要な土地は返還できないのかをお伺いをいたします。

また、3階を事務所に使用すると聞いていますが、どのように使うのかをお聞きします。

合併したどこの自治体でも、空き庁舎、空き部屋の問題を抱えています。坂井市においても、春江総合支所4階を嶺北消防本部の事務所に改修することが決まっておりますので、本市としても公的な事務所を持ってきていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう1点は、北幼稚園の市有地を坪10万6,000円で売却するとしており、8,300万円の売却収入を上げるとなっていますが、今の景気の状態では売れないと私は思います。売れる見込みのないものを予定に上げるのはおかしいのではないかとそう思います。

最後に、新しい統合幼稚園舎を建てると6億3,000万円かかり、国庫補助は一切ないとのことであります。一方、芦原庁舎を3階は事務所と使用するため、3階については補助金が見つからないということですが、1階、2階は事務所以外の使用目的で改修するため、1億9,000万円の国庫補助がつき、一般財源の持ち出しが少なくなるとのことであり、補助金がつくということは大きな魅力でもあります。所管の監理課及び政策課は、市に有利になるよう最大限の努力をしていただきたいとします。

以上で、1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目について申し上げます。

例えば解体撤去ということになりますと、庁舎解体費用に約6,100万円が必要になります。また、建物敷地には径が300から600ミリの杭が合計で106本打設されており、この杭をすべて撤去し、もとの水田に復旧することは不可能であることから、現状での返還になるものと考えられます。現状での返還をするにしても、杭を上部から4m部分までをカットすることによる撤去費用は約530万円と見込まれます。

また、解体整地後の土地については、後年度も引き続き住宅用地として固定資産税が課税されることに伴う負担増と、現況下での当該土地の売却は見込まれないと

の不安から、地権者からは引き続き市に借りて欲しいとの要望を聞いております。しかしながら、これらの要因で存続を選択したということではありません。

次に、契約満了時の対応についてのお尋ねであります。議員ご承知のとおり、借地契約は昭和54年11月1日付けで締結し、本年10月末で30年間の契約が切れることとなります。当該借地は、合計38筆で約1万7,000㎡の面積があり、地権者は12名であります。平成19年度の地代は決算で約980万円となっており、坪当たり平均1,860円であります。

また、契約内容は、土地の固定資産税課税標準額に100分の3.3を乗じた額となっており、これを固定資産税額の倍率に換算いたしますと2.35倍となります。これは、本市の他の借地契約内容と比較しても決して高額な地代ではないと思っておりますが、近年の地価下落状況にかんがみて、契約更改時には地代について交渉して参りたいと考えております。

次に、3点目のご質問について申し上げます。

今回の施設の利用形態に係る用地及び駐車場として、また、現在の市民課芦原分室、保健センターの利用者のための駐車場等としても、ある程度の用地は必要であると考えております。また、地主の状況、土地の形態等を考えても、一部のみの返還は難しいものと思われませんが、今回予算でお願いしている実施設計業務の中で判断できるものと思われしますので、その結果を踏まえて検討して参りたいと考えております。

次に、3階の利用方策についてであります。議員ご指摘のとおり、広域的かつ公的な事務所としての利用の可能性を検討しており、今後、関係機関と協議していく予定であります。

最後に、北幼稚園の市有地売却についてお答えいたします。

平成20年度の固定資産税評価額から積算した公売予定価格は、坪当たり約10万6,000円となり、これに市有地面積2,562㎡を乗じますと、売却予定額は総額約8,300万円となります。

議員ご承知のとおり、土地評価の下落に伴い土地の売買状況は全国的に鈍化しており、本市におきましても、普通財産の公売土地に応募者がなく、保留地として残っている状況であります。

さきの数値は公売した場合における一つの目安として積算したものであり、平成21年度の当該土地の固定資産税評価額が約15%下落しておりますので、公売価格を積算いたしますと坪当たり約9万1千円で、総額7,000万円と見込まれます。

いずれにいたしましても、今後の地価動向を踏まえ、市の保留地を含め検討して参りたいと思っておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 地主さんの要望についてはよくわかりました。

地代につきましても、10アール当たり5万5,6,000円。高いなという感じ

を私は持っておりましたが、ただいまの答弁で、固定資産税額の2.35倍とお聞きをしまして、固定資産税が高いのかということを感じたわけでございます。市民感情的には高いのかもしれないけども、その程度なのかなと、今思っております。

それでは、再質問ですが、市民課分室と保健センターのところにある駐車場ですね。いつ通りましてもがらがらといたしますか、ほとんど車が止まっていない。私が市民健診を受けるときには、ある程度車が止まっているような状況なんですけど、1回目の質問でも申し上げたとおり、不要な土地がありましたら、特に駐車場は杭が入っておりませんので、何とか部分的に返却できる手はないのかなと、そんなふうに思いますので、ご答弁をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 先ほどもお答えいたしましたけども、まず現状の駐車場ががらがらであるというご指摘ですけど、これは確かに分室としての利用しかしておりませんので、今は、ほとんど利用がないということは実態だろうと思います。これを今からいろいろな利用をしていきますと、駐車場としても一定の面積は必要になるだろうというふうに考えております。

そうは言いましても、なるべく不要な土地であれば返却するようにはどうかというご指摘だろうと思いますが、私もおっしゃるとおりだろうと思います。ただ、先ほども申し上げましたが、土地の形態ですね、何筆というような分かれ方もありますし、土地所有者との契約に至る経緯等につきましても、全体の所有者が一体となって交渉してきたという経緯もありますし、地面の形態等からいいまして、なかなか部分的に多少返却してもいいのではないかという土地があったとしてもなかなか難しいのかなという感じは持っております。

しかしながら、おっしゃるとおり、不必要なものであれば、これは返却していくのが財政的には一番いいことだろうと思います。今ほど申し上げましたように、いろいろな実施設計をこれから進めていきますけども、その中で、そういう可能性があるかどうかは十分検討して参りたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 総務部長、圓道信雄君。

総務部長（圓道信雄君） 詳細について述べさせていただきます。

多くの駐車場スペースは不用ではないか、または一部返還してはどうかとの質問かと思えます。

芦原庁舎の北側、保健センターの前の駐車場は、約120台ほどとめるスペースがございます。現在、市民課の分室と保健センターが設置されておりますが、この保健センターの利用条件につきましては、市民研修やら予防接種のほか、認知症または介護予防教室などの各種教室が開催されております。年間約200日、利用をされております。

そこで、駐車場利用の最大はどれくらいかといいますと、最大70台ほど。毎日

ではございませんが、70台は止めるということでございます。

今後、南北統合幼稚園とか、子育て支援センター、シルバー人材センター、また広域的かつ公的な事務所が設置されれば、この施設の利用者とか、職員の駐車場を確保しなければなりませんので、いずれにしましても、先ほど市長が答弁しましたように、実施設計の業務の中で判断していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) わかりました。総務部長がお答えされましたように、実施設計が出た段階で、駐車場に余裕があるかどうかを考えていただいて、方針を出していただきたいな。そんなふうに思います。

先ほどの答弁で、土地の契約が10月で切れるということで、近年の地下下落状況にかんがみて、地代については交渉していきたいと、そういうふうに答弁をいただきました。

もう1点、質問をしたいわけですが、先ほど芦原庁舎につきましては2.35倍とお聞きしました。聞くところによりますと、固定資産税の4倍ぐらいの地代を払っている場所があるとそういうふうに聞き及んでおります。地代につきましては契約期間がございますので、今後、地代の契約の更新、そういうときには、高額の地代につきましては必ず見直しをいただいてですね、適正な地代に。現在の方法ですと、自動的に更新。通常、契約内では、固定資産税が上がれば大体地代も上がると。固定資産税に比例して上がるような格好になってます。ですけれども、契約の更新時には、本当に適正な地代かどうかを検討していただいて、交渉していただいて、改正して行ってほしい。そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) この地面に限らずですね、全体的に、一般論として、市の借りている地面はなるべく安く借りられれば、それに越したことはないわけでありまして、更新時期には、なるべく安くなるように地主との交渉をするようにということで、これはかなり前からですけども、それぞれの担当課がありますので、担当課から地代についての決算が上がってきた段階において、私の方から、契約の更新時については必ず交渉するようにという指示は既に出しておりますし、これからもそういうことについては十分意を用いて参りたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 最後にですけども、意見としまして、3階の使用法でございますが、法的な事務所として利用していくことを検討していくということでございます。先ほども申し上げたように、坂井市の春江総合支所は嶺北消防本部が使うということで、これに絡めて、坂井市の方へいろいろお願いをして、公的機関を3階

に持ってきていただくように努力をしていただくよう、希望をいたします。

続きまして、2問目の問いに移らせていただきます。

2番目はですね、芦原南、北幼稚園の統合についてということで質問をいたします。

芦原庁舎利活用計画によりますと、1階を南、北幼稚園を統合する計画になっていますが、中学校は子供たちに目が届かないという理由で統合と議決されたにもかかわらず、市長戦までして2校に変更したのに対し、幼稚園は自分の判断で何一つできない乳幼児を預かる施設であります。二つの幼稚園を統合するとのことあります。

特に細かいところまで目の届く保育及び教育をしなければならないと私は思いますが、統合して、適切な教育ができるのか、きめ細かい世話ができるのか、事故は起きないのか、保育士に大きな負担はかからないのか、大変心配をしております。

私は、乳幼児教育も、小学校、中学校教育も、すべて同じであり、中学校だけが特別ではないと思っております。中学校は2校、幼稚園は統合と、異なった結論を出された市長の考え方をお伺いしたいと思えます。

21年度の保育士の人数は、2幼稚園合わせて28人と伺っていますが、統合した場合、子供の人数と年齢にもよりますが、国の基準では18人になっているとのこと。幼稚園統合による人件費削減が3,100万円と見積もられておりますが、この金額は何人減員した数字なのかをご答弁ください。

保育士の立場として、人数を減らされるということは大変不安なことであり、不安を持って、よい仕事はできないと思えます。市としては何人体制を考えているのかを伺います。

私は、子供の安心・安全のためにも、また保護者の不安を払拭するためにも、大幅な加配をお願いしたいと思えます。できれば現状のまま推移し、自然減で人員の対応をしていただきたいと思います。

中学校では、統合のメリット、デメリットが提示されましたが、今回の統合案は余りにも一方的で、ほとんど議論をすることもなく、作業が進められています。現状は、人件費のメリットだけが強調されていますが、そのほかにメリットがないのか。また、デメリットはどうなっているかをご答弁ください。

現南幼稚園は、放課後児童クラブの施設として使用するとのことですが、この施設は昭和53年築で、耐震基準を満たしていないと思えます。不安のある施設を使うより、芦原小学校の幼稚園舎を使用できないのかをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

まず、中学校は2校、幼稚園は統合とした理由であります。中学生は人格が既に形成されつつあり、大人への成長過程の中で大きく左右される大切な時期である

ため、大規模校化するのではなく、理想的には、教師が全生徒を把握できる環境の中で、生徒の人間形成がなされることがよいと考えております。

一方、乳幼児期は生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験の積み重ねにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われます。

このようなことから、今回の統合幼稚園の規模が、乳幼児の情緒的、社会的及び道徳的な発達にとって致命的ではないと考えております。さらに、シルバー人材センターを併設することにより、「お年寄りと子供とのふれあい事業」を実施することも可能であり、その面からも統合し複合化することに新たな価値が生ずるものと考えております。

次に、人件費の削減であります。これは平成20年度の保育士職員の人件費総額から平均を算出し試算したもので、4名程度の減を見込んでおります。

また、保育士の大幅な加配につきましては、きめ細やかな保育の実施や保育士の負担の軽減を図り、また、事故のない保育をするためにも、実情を勘案し、保育士の配置を十分考慮したいと考えております。

次に、統合することによるメリット、デメリットではありますが、メリットとしては、園児数が多くなることにより、同年齢の交流が多くなり社会性がより培われる。新しい園舎で快適な環境が与えられる。職員が多くなることで、切磋琢磨し保育内容が向上する。厨房に新しい調理器具が導入され、献立のバリエーションが増え、おいしい給食が提供できるなどが挙げられ、デメリットとしては、園児数が多くなることにより、園外保育において安全管理面など、今以上に園児に対する目配りが必要となる。調理員が十分配置されない場合には、離乳食やアレルギー食の対応が難しくなるなどが考えられます。

最後に、南幼稚園の児童クラブとしての使用については、議員ご指摘の芦原小学校の幼稚園舎の活用もあわせて考えていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) ご答弁いただきました件ですが、再質問をさせていただきます。

一番最後に市長がおっしゃられました、幼稚園舎を使うかあわせて考えていきたいと答弁いただいたんですが、南幼稚園を使うとなれば耐震診断もしなければならぬ。それからまた、耐震補強もしなければならぬ。恐らく、耐震診断をすれば耐震補強もしなければならぬと思いますので、芦原小学校の幼稚園舎を使うか、芦原小学校は耐震補強をしますので、空き教室も増えてくると思います。できる限り、安心・安全な施設で児童クラブを開設していただきたいと。そういうふうに思います。

また、中学校の問題、これは関係ないんですが、中学校は小規模ということで市長のお話をいただいたんですが、私はある程度の規模がある学校が望ましいと考えております。竹田小・中学校につきましても、何とか存続したいということで、地

区で委員会を設けたところ、大きな学校の方がいいということで、廃校が決まったということも感じています。私は、規模がある程度大きくて、友達同士が切磋琢磨する方がよいと考えております。

本年、小学校でもですね、小学校に部活がないということで、坂井市の小学校に行かれた子供さんもおられます。そういうふうに、中学校も、下手すると、なってくるのでないかな。小学校のときから部活がないということで、坂井市に入学したと。そういう話も聞いております。市長といろいろお話しても、この点はなかなか交わらぬのでないかな。そういうふうに思いますけれども、20年ぐらいすれば結論が出るんじゃないかなと思いますが、市長のお考えはいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) これは中学校の問題かと思いますが、意見は決して交わらないというようなことはないと思います。施策の段階で交わらないときには、もっと本来的な、本質のところまで十分議論すればですね、お互いに理解し合えるところもきっとあるのではないかなというふうに思っております。

20年後どうなるかということですが、私は、教育の本質的な議論からするならば、やはり今、大規模な中学校をつくるというのはよろしくないだろうという判断で、存続をお願いしたわけです。どんな判断をしようと、統合という判断をしようと、2校残すという判断をしようと、メリット、デメリットは必ずあると思います。

例えば、議員ご指摘のように、部活の数が十分できないとか、そういう問題は、小規模な学校の場合、確かに出てくるかと思えます。問題はいろんなことが考えられますが、何が一番大事なのかということ。その優先順位をつけて考えていくことが、私は大事ではないかなというふうに思っております。

一番優先順位を高く与えるべきことは、今の時代状況から見ますと、やはり1人の先生が、できれば全校生徒のですね、と名前が覚えられるような、その程度の人間関係をつくれるような規模であるべきということに、私は一番優先順位を与えるべきではないかなというふうに思っております。

必ずしも小規模な学校であればあるほどいいとは決して思っておりませんし、そのように申し上げたこともないと思います。仮に、20年なり、30年たってですね、子供の数が非常に減ってしまったというような場合には、そのときの人たちの判断でまたお考えいただければいいことではないかなと私は思っております。従って、例えば20年後の結果を見てですね、今回の判断が正しかったとか、間違っていたとかというようなことは、今それを議論することはですね、余り生産的ではないのではないかなというふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 市長のご意見をお伺いしました。

中学校の問題はこれくらいにしまして、本題に戻ります。

「三つ子の魂百まで」ということわざもございませう。私は乳幼児教育も大変大事だと思います。先ほど市長が言われましたように、生徒と教師は1対1でということですが、乳幼児につきましても、本来であれば、親と子が1対1で見るのが一番いいわけです。それができないからこそ、幼稚園に預けるわけでございます。乳幼児の教育というのは、人格の基礎になるものをつくり上げていくわけなので、1対1は乳幼児教育の方に向けていただきたいなと思います。

中学校は1対1、それは結構です。私が思ったのは、やっぱり友達。長い親友をつくるのが大事な、そういうふうには思っております。1対1につきましての市長のご意見、再度伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 中学校問題では、議員は統合を主張されまして、私は存続を主張しましたが、幼稚園のことになると逆になったような形です。しかしこれは、お互いに子供のことを思って、将来のあわら市のことを考えての、その都度、その都度の議論でありますので、これはこれで大変いいことだろうと思います。

1対1について市長の考えはどうかということでもありますけども、今ほど議員が、「三つ子の魂百まで」という言葉を出されましたが、実は私も全く同じ考えであります。「三つ子の魂百まで」というのは、ある言い方をしますと、せめて3歳ぐらいまでは親元で、できれば母親の肌のぬくもりの中で保育すべきであるという考え方だろうと思いますが、最近、それに対して、「いや、そうではない。これは生まれてから、場合によってはすぐでも、社会において育てることができるんだ」というような考え方がどうも出てきております。そういう考え方は、3歳まではなるべく親元で育てるべきだという考え方に対して、それを「3歳児神話」と呼んでおります。しかし私は反対でありまして、「それは3歳児神話という神話だ」というふうに私は思っております。

やはり親元で、ある一定年齢までは育てるということが理想だろうと思います。そのことについては、私も全く議員と同じ考え方を持っております。ただ、現実問題といたしましては、やはり、育てる親の経済的な問題もありますし、特に最近は女性の社会進出ということもありますので、当然、行政としては、保育所等々の設備を整えて行政をやっていかなければならないということも事実であります。

今まで中学校問題のときに、笹原議員とこういう議論をしたわけですがけれども、先ほど議員は、小学校も、中学校も、あるいは保育所も、教育という面では同じだというふうにおっしゃったと思います。私はちょっと違うのではないかと思っております。

といいますのは、教育というのは、教える方と教わる方、学校の先生と子供、あるいは大学の教授と学生、いろんな面での師匠と弟子と言ってもいいのかもしれませんが、教育というのはすべからず、教える側と教わる側の人格と人格のぶつ

かり合いではないかというふうに実は思っております。そういうふうに考えますと、年齢が上に上がれば上がるほど、そういう面での人格同士のぶつかり合いという意味合いが強くなっていくのではないかというふうに思っております。

中学生くらいになりますと、自我というものはほとんどできておりますし、人格形成も段々完成に近づきつつある年齢だろうと思っております。中等教育のレベルから上になりますと、これはよほど教える側が逆にしっかりしていないといけないうし、そういう体制も整えていかなければならないと思っております。

これに比べまして、0歳から4歳とか、乳幼児につきましては、人格が完成しているかということ、決してそうではありません。保護すべき立場と保護される立場ということになりまして、純粹に保育の世界だろうというふうに思っております。

そういう意味では、議員ご指摘のように、保育士に負担がかかるということについては十分対応を考えなければいけないとは思いますが、中学校あるいは高校のときのように、教育ということを前面に出すのではなくて、どうやって保育するか。まさに保育の問題だろうと思っております。

従って、端的に言ってしまうと、中学校のようなところは、先生の数を多くしたからといって、先ほど私が問題提起したようなことについては解決ができません。しかし、保育の場であれば、保育士の数を増やすということによって、私が先ほど申し上げたような問題は解決ができるだろうというふうに思っております。

確かに、今、二つの幼稚園を一つにしますと、決して小さい規模だとは思いません。県内でも大きい方の規模になると思っておりますが、今申し上げたような、本質論から言えば、保育上、致命的な規模ではないだろうというふうに私は考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) それでは、具体的な幼稚園の質問に入ります。

先ほど回答いただきましたように、保育士はきめ細やかな対応ができる数にする、ということをご答弁をいただきました。市長もおっしゃられますように、保育士の数の問題。1対1とは言われませんが、乳幼児ですとスキンシップも大事でございますし、そういうことで、園児のため、保護者のためにもですね、保護者の不安の払拭のためにも、重ねて加配をお願いしたいと思いますので、どれくらいの人数が配置されるのか。わかりましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、山岸利紀君。

市民福祉部長(山岸利紀君) それでは、笹原議員の再度のご質問にお答えします。

ただいまの保育士の加配の関係でございますが、保育士の設置基準によりまして定められているところでございます。担当部といたしましては、先ほど市長からの答弁にもございましたように、実情を勘案いたしまして、現場の保育士等の意見も十分に踏まえながら、職員の加配については十分対処して参りたいと考えておりま

すので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 一番最初の質問で言いましたように、保育士がいろいろ不安を持って仕事をしなければならないような状況にさせていただきたいとそういうふうに思います。

それとですね、次に、中学校のときは、統合すれば、人件費以外に学校管理費とか、教育振興費で、3,000万円でしたか、浮くということ、資料を提出していただいたわけですが、今回はそういうデータは全然出てこなくて、ただ人件費だけというような格好で出てるんですが、そのほかのメリットがいろいろあると思うんですが、そのメリットについてはどうお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、山岸利紀君。

市民福祉部長(山岸利紀君) ただいまのご質問の関係でお答えいたします。

今回、経費節減を前面に出しているのはなぜかというようなことでございますが、これまで、議員ご承知のように、総務常任委員会、または教育厚生常任委員会の合同協議会やら、全員協議会の中で、縷々、試算の説明等をさせていただいたわけがございます。

現在の、芦原北、南幼稚園を解体した場合の試算や、この場合におけます市有地の売却、そういった試算、また芦原庁舎を統合幼稚園として利活用した場合の改修費用や保育士等の人件費などの試算を示させていただいたところでございます。

今回、芦原庁舎利活用の統合幼稚園については、利活用の検討委員会の中でも、現施設の老朽化のことなど、あらゆる観点から見出した結論でございます。そういったことでご理解をいただきたいとします。よろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 大体わかりました。

ただ、先ほども言うように、人件費は削減できますけども、それよりもいろんな面で経費節減をしていただいて、人件費の削減を極力抑えていただいて、経費節減できるものであれば、多くしていただきたい。二つが一つになるのであれば、ある程度のことではできると思います。ですから、そういうことを考えて、していただきたいと思いますが、どうお考えですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、山岸利紀君。

市民福祉部長(山岸利紀君) ただいまのご質問にお答えします。

二つを一つにするということでの内容かと思いますが、統合するに当たっての保育士の意見とか、園長以外の保育士の意見、そういった部分の内容かと思いますが、今年の3月にも、新聞紙上で、芦原庁舎利活用としまして、南北幼稚園の統合が掲

載されたわけでございます。

確かに議員ご指摘のように、保護者からの意見等につきましては聞いていないというのが実態でございます。利活用の計画の進捗に合わせて、今後、保護者の方からもご意見をお聞きしながら、これを進めて参りたいというふうに考えております。そういったことでは、遅ればせながらの対応ということで、担当部としても、反省も踏まえまして、今後速やかに保護者または地元等への説明会も含めまして、取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) いずれにせよ、統合すれば、いろんな面で経費の節減にはなるだろうから、一番大事なことで、一番心配のある人的な面ですね、マンパワーの面で異論がないようにせよというご指摘だろうと思います。私もそのように思います。いろいろな面で経費は削減されると思いますので、余りマンパワー、保育士の数等について削減をするというようなことはなるべく最後にせよということだろうと思いますので、私もそのように努力したいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 市長、ありがとうございました。

最後ですけども、答弁書で、アレルギー食の対応にどうのこうのとあったんですけど、アレルギーの問題につきましては、命にもかかわる問題でございまして、非常に心配があります。先ほどの答弁では、「心配があるとのことですよ」と、なんかそういうふうなニュアンスで言われたんですが、アレルギーの児童がおられると思います。どういうふうに対処されるか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先ほどの答弁でも申し上げましたが、これも今ほど議員ご指摘のマンパワーの面と関係があると思います。先ほど答弁いたしましたのも、調理師等の数が十分確保できない場合には、そういうおそれが出てくるといふふうに答弁いたしました。確かに命にかかわる場合もありますので、子供の健康上、安全上の問題でありますので、規模が大きくなったからといって、食べ物のアレルギーなどのような、子供の安全にかかわることが手薄になってはいけませんので、これにつきましては人的配置等を含めてですね、十分対応して参りたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 現在、南北幼稚園で栄養士さんは何人おられるんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、山岸利紀君。

市民福祉部長（山岸利紀君） 資料を持ち合わせてございませんが、それぞれ1名はいると思っておりますが、再度、確認させていただきまして、ご報告させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） 細かいことまでお聞きしまして申し訳ないですが、食の問題です。ね、できる限り安心・安全で、栄養士さんと調理に携わっている方々がおられると思いますので、その方々についても十分なる配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

山口峰雄君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、5番、山口峰雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は三つありまして、第二の合併を視野に入れた市政運営、購入品、公共事業の市内業者の受注率アップについて、第3の質問としては、公民館の運営について、この三つの質問をさせていただきます。

まず、第二の合併を視野に入れた市政運営。

市長は、さきの選挙で、四つの公約を挙げて選挙に勝利されました。「中学校の2校存続に向けた取り組み」、「若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくり」、「市民感覚で透明な行政運営」、それから今質問しようとしている「第二の合併を視野に入れた市政」。

市長に就任され、早くも任期の半分が過ぎました。四つの公約のうち、第二の合併を視野に入れた市政。私が今質問しようとしている問題について以外は、それなりに何かされているように見えておりますけれど、第二の合併を視野に入れた市政については、余り私も認識、どういうことをやっているのかわからない。何も見えていませんということです。

この質問につきましては、私、平成20年12月の35回定例会において、同様の質問をさせていただきましたが、答弁がいま一つ理解できませんでしたので、今回、再度質問させていただくことになりました。

市長は、当選後の初の第22定例会においての所信演説で、「第二の合併を視野に入れた市政を進めたいと思います。時代状況を考え、また今日の合併の経緯を振り返ったとき、やはり行政体も今にとどまることはできないと思います。また、私は第二の合併を望んでいる市民が多いのではないかと認識を持っております。合併がいつ、どのような規模になるか。市民レベルでの本質的な議論が期待できると思います。行政はその動機づけの役割を果たすべきと考えております」。所信演説で、

こう申されております。

それから、22回、同じ議会ですけれど、石田議員の質問に対しては、「第二の合併を考えるに当たっては、市民レベルの議論を十分に尽くすことが肝要であり、市はその動機づけと判断材料の掲示などを行って参りたいと考えています」と。

それから、24回の定例会で、大下議員の質問に対しては、「市民の皆さんに、新たな合併に関する議論を尽くしていただき、その意見や考えを十分にお聞きするとともに、市としての説明責任を果たすための機会や場を設けることが必要となります。第二の合併を進めるための取り組みを始めるには、少なくとも中学校に関する課題の解決がある程度見えてくる必要があると考えております。むしろこうした課題を抱えたまま次の合併を急ぐことは、自治体として責任放棄であり、相手先の自治体に対しても礼を失することになるのではないかと考える次第であります。あくまでもこれは市民の皆さん方の自主的な議論の中に、次の合併に向けた端緒を見出していくべきだろうと思っております。ただ、少なくとも行政としては、その機会づくりといえますか、きっかけづくりといえますか、そういうものを時々にとらえて、つくっていかねばならないのではないかと考えております」。

それから、35回の私の質問の答弁としては、「必要なのは、合併を視野に入れた行政運営であり、合併を前提とした行政運営ではありません。従いまして、第二の合併のための資料収集や調査研究などは徐々に行って参りますが、合併することを前提に市政を運営することや、合併後5年を待たずして新たな行政単位移行のための準備を始めることは、まだまだ足元を固めなければならないあわら市にとって適当でないというふうに考えております」。

こういう具合に、今までの経緯が第二の合併に対して市長は申されております。

要約しますと、市長の今までの答弁の中で、市長は、市民レベルの議論の期待、行政はその動機づけの役割、足元を固めた後でなければならないという具合に要約しますとなるとと思いますが、この点について市長は、私の理解と合致しているかどうか、ひとつお答え願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山口議員のご質問にお答えをいたします。

第二の合併に対する私の考え方、そしてこれを踏まえた市政運営方針につきましては、今ほどご紹介いただきましたように、これまでも各議員のご質問に対し、お答えしてきたところであります。

ただ、それらの答弁の内容について、私が公約として掲げた割には消極的過ぎるのではないかとのご指摘をいただき、私の真意がいまだご理解いただけていないことに対し、自身大いに反省するとともに、再度、意を尽くしてご説明させていただきます。

さて、私が、第二の合併に関し、公約から一貫して申し上げておりますのは、あわら市にとって必要なのは、合併を視野に入れた行政運営であり、合併を前提とし

た行政運営ではないということです。

思い起こしていただきたいと思いますが、芦原町と金津町の合併によりあわら市が誕生したのは、平成16年3月のことであります。その5年前には、合併の気配すらなく、事務レベルでの検討が始まったのが平成13年末。具体的な枠組みが決まったのが平成14年8月ですから、合併のわずか1年7カ月前ということになります。

当時の両町長、両町議会をはじめ、合併協議会の委員や職員が一丸となって、合併の成就に向けて取り組んだ成果が実を結び、今日のあわら市があるわけですが、枠組み決定から合併までの期間が極めて限られていたため、市民レベルでの議論が十分に尽くされたとはいえませんでした。そのため、合併後の一部不協和音の発生へとつながっていったのではないかと考えております。

私自身、今回の合併は最良の選択であったと信じておりますが、次なる合併を考える際には、こうした不協和音を最低限に抑えるためにも、市民レベルでの議論を尽くすことが肝要であり、市民の皆さんの合併への機運をしっかりと確認した上で、これに当たる必要があると考えております。また、行政内部においても、環境の変化にフレキシブルに対応できるよう、情報収集と事務処理能力の向上に努めていかなければなりません。

例えば、道州制が急速に現実味を帯び、2年以内に基礎的自治体としての新たな枠組みを決定し、合併に向けて事務を進めなければならないときに、うろたえることのないような、知識と能力が必要なのであります。

これまでのご質問などを通して、議員が、次なる合併と現状の変革に大いなる期待を抱かれていることは十分理解いたしました。しかしながら、確固たる展望やビジョンを伴わないのならば、また、支持と理解が得られないのならば、それは結局絵にかいたもちに帰すばかりでなく、かえって市政に混乱を招きかねないこととなります。

こうした考えに立って、私は、この2年間、中学校の2校存続や、耐震改修事業の実施など、さまざまな施策について、議員の皆さんや市民の皆さんと十分相談し、話し合いながら進めてきたつもりであります。

従いまして、重ねて申し上げますが、今後、次なる合併を検討するに当たりましても、議員各位や市民の皆さんと十分議論を尽くすとともに、基礎的自治体としての能力と体力強化を図った上で、進めて参りたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） 市長のご答弁は、今までもお聞きしたのとほとんど変わってないんですけど、そこで、合併を視野に入れた行政運営、合併を前提とした行政運営の違いを、もう少し詳しくご説明ください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 合併を前提ということになりますとですね、いろいろな施策を決定する上で、合併を前提とした政策決定をしていくということになるかと思えます。これは言わずもがなのことではないのかなと思えます。しかし、そのようなことが今許せるかといったら、決してそれは許されないと思えます。それは、議員各位がまだそのことについて十分な議論もされていないだろうと思えますし、議会としての方向性も決まっていない段階ですから、そのようなことが許されるはずはないと思っております。

前提ではなくて、視野に入れてということになりますと、たびたび申し上げておりますように、いずれそういうことを考えなければならない時代が来るであろうと。あるいは、市民の中にも、そういうことについての関心が大分高い、それを望んでいる声も大分あるというふうに私自身は理解をしておりますので、いずれそういうことを議論しなければならない時期が来るであろうということを考えながら、施策を進めていくということになるかと思えます。

その辺が違いといえば違いとして、お話できるかなと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） 今の市長のご答弁からしますと、要するに、市民はですね、市長が当選されたということは、市民は市長の公約を信じて当選されたんだろと思えますが、そういうことを考えますと、当然、市民は第二の合併を望んでいるんだと。望んでいるのは間違いないのではないかと。こういう具合に私は思います。

それで、単に、調査研究とか、そういうものだけで進んでいくということでは、ちょっとおかしいんじゃないかと。中学校問題なんかは、現実にどんどん取り組んでいらっしゃいますし、ほかの三つの公約も取り組んでいます。ところが第二の合併については、市民から要望が出てこなくてはだめだとか、議員さんからそういう機運が盛り上がらないとだめだとか、なんか丸投げみたいな感じがいたすんですけど、そういった意味で、公約にしてはちょっと寂しいなと。

公約というのは、次の任期までにできるものを公約にすべきではないか。当然、公約にして勝利されたんだから、その公約が皆さんに理解されて、それで当選票が集まったという具合に考えるんですけど、今の市長を答弁ですと、「第二の合併を視野に入れる」。私としては、前提としてですね、将来。この前みたいに、1年何カ月でやるというよりも、これから少し始めていって、次の市長の任期とか、それぐらいにある程度具体的に出てくると。だから今の段階でですね、議員さんやら市民の盛り上がりを期待すると。まだ全然いってないということでは、ちょっと他人任せというような気がするんですけど。

それとか、仕事を固めなければならないと。もう5周年もたってるんですから、足元は固まったんじゃないかな。だから、次なる合併へのですね、協議会を開くなり、何らかのアクションがあっいいんじゃないかと私は考えますが、その点について、市長、どうお考えかをお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) まず、公約を掲げて当選したから、市民はそれを支持したんだから、すべてそのとおりやればよいというふうに聞こえたわけですけども、それができたのなら、この2年間はもっと楽だったなと実は思っているところであります。

確かに公約といってもいろんな公約がありますので、比較的短期間で達成できるものもあれば、長期的にわたっていかざるを得ないものもあるかと思っておりますので、それは市長の公約であれ、議員の公約であれ、私は同じではないかなというふうに思っております。

今、山口議員が、第二の合併に大変積極的であるということは十分わかりました。そういうことが議会の中からも、いろんなご発言として出てきたこと自体が、大変私はありがたいと思えますし、これから議会の中でもそういう議論をしていただければありがたいなと思っております。

今、どこか協議会を持ったらどうかというような具体的なご提案ですが、協議会の中身がまだわかりませんが、どこか特定の他の自治体を念頭に置いて協議会ということになりますと、先ほど私が申し上げましたように、一方的にですね、行政の側からそういう枠組みをつくってしまうということになりかねないのではないかなというふうに思っております。

一つですね、どこか特定の他の自治体を念頭に置いたわけではありませんけども、1点、お考えいただきたいと思っておりますのは、隣の市との間で幾つかの一部事務組合を持ってありますが、この一部事務組合の統合ということを事務レベルで進めておりますし、このことについては議会にすべてご報告を申し上げてきております。例えば議会としては、こういうことについて議論をもっとしていただければですね、そういう方向を視野に入れた行政ということにも繋がるのではないかなというふうに思っております。

協議会的な組織を立ち上げてはどうかということですけども、山口議員ご自身がですね、ではどこで協議会を立ち上げるべきなのか。そういうこともまだまだ話し合いができる段階ではないのではないかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 公約だから実行しなければいけないとは限らないとか、そういうご意見をいただいたんですけど、そうなりますと、見解の相違がありまして、これ以上、公約だからやらないかとか、何とかという質問はやめておきたいと思えますけれど、まず、市長の任期も半分過ぎましたので、今まで第二の合併に対する何らかのアクションがあったらお教えいただきたいと思えます。

それから、今後どういう具合に。市長の任期もあと2年だと思えますけど、2年の間に何か少しはするのか。例えば私は先ほど協議会と申し上げましたけれど、何らかの検討をするというものがあってもいいんじゃないか。この前もありましたけ

れど、市長のお出かけトークとかありましたけれど、そういう場でそういう話をされたのかどうか。何がしかの、そういうことを視野に入れたアクションを起こされたのか。これからそういうアクションをされるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、事務組合のことですけど、私も消防組合に議員として関連させてもらっていましたが、これは共有で、お互いに事務組合というのは結構いい加減だなと。というのは、我々議員もちょっとしか行かないし、大体、決められるのは組合の管理者だけで決めて、それに対してチェックというのがなかなかできにくいと。共同の事務組合というのは、恐らくあまり、どう言いますかね、いい加減というところ怒られますけれど、結構、責任があまり手薄になると申しますか、こういうような感覚を持っているんです。

だから、そういった意味で第二の合併をして、そういう共同の事務組合なんかは全部自分で持つと。そういうようにしていくのが、第二の合併の特徴だと。特徴というか、メリット。

もう一つメリットがあるのは、第一の合併と申しますか、この間の合併に関しては2町の合併。最初、6町の合併がありましたけれど、それが3になり、2になり、2で合併した。2という数字は、どうしても旧芦原、旧金津というような対立があって、そのために中学校問題なんかも起きて、ここ何年かは騒動が起きた。これが3町、4町で合併していれば、そういった争いも起きなかったんじゃないかと思えます。

だから、2で合併したというのは、市長は大変よかったとおっしゃっていますけれど、私なんかから見ると、非常に問題が、旧芦原、旧金津の対立になりかねないと。3も4もあれば、そういう対立というのは薄まってしまって、だれと対立するかということも非常に難しいことになって、起きないんじゃないかと。こういうこともあります。

そういうことを申し上げまして、先ほどの質問を、再度ご答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) まず、中学校問題がですね、二つの旧町との関係において発生してきたというふうには、まず、私は思っておりません。それから、結果論と申しますか、現象的に考えて、二つの町が一緒になった市と、四つの町が一緒になった市とでは、いろんなトラブルと申しますか、旧町意識の出方が違うということは、現象面では言えるかもしれませんが、だからといって、2町の合併が間違いであったとか、4町の合併が正しかったという価値判断をするのは、私は間違いではないかというふうにまず思っております。

今後どうするかということですが、先ほども答弁いたしましたので、道州制の議論も大分来ておりますので、その辺を見極めるということも必要だろうと思いま

す。道州制の結論が出てから云々ということではありませんで、そういうような新たな動きも十分見ながらですね、この議論は進めていくべきではないかというふうには思っております。

あと、いろいろな場で、市民との対話の中でそういう話をしたかというお話ですけども、わりと余り出てきておりません、正直なところ。市民の中からも、余り今の段階で、そういうことは出てきておりません。それよりもほかのこのことの方がたくさん出てきているかなというふうには思っております。

先ほど、一部事務組合のあり方についても、山口議員は批判的なご見解を述べられました。確かに一部事務組合には一部事務組合の問題がありますけども、だからといって、一部事務組合そのもの、あるいは一部事務組合の議会そのものがですね、機能を果たしていないというふうには、私は思っておりません。ただ、より効率的なあり方を、今後検討すべきではないかというふうには思っているところであります。

それから、話は前後しますけども、市民の皆さんを話をしているときに、今私が申し上げておりますのは、せっかく合併して5年も経過したわけですから、ここへ来てですね、旧金津町とか、旧芦原町の対立意識を助長するような、そういうことはお互い避けるべきではないでしょうかというようなことを申し上げております。そのことは大変不幸なことにつながると思います。むしろ、5年もたちましたけども、まだ旧両町の意識をあおるというような風潮もちょっと見受けられますので、そのような状況の中でですね、第二の合併というようなことは、私はどうも本来の心のありようとしてはいけないのではないかなというふうにさえ実は思っております。むしろ市民の皆さんとの話し合いの場では、旧町意識というようなものをお互いに余り出さないで仲よくしましょうというようなことを申し上げているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 今のご答弁です。道州制のこともありますから、余り積極的にはやらないというような、私は受け取りをいたしました。そういうことで、時間も経過しましたので、第二の合併についてはこれくらいにいたしまして。

その次、購入品、公共事業の市内業者の受注率アップについてお伺いいたします。

最近、定額給付金が支給されたのにあわせて、プレミアム商品券が発売され、市内での消費拡大に皆さん努めるようになってきておりますけれど、市役所から支出されるお金がなるべく市内へ流れるようになってきているかについて、ちょっと気になったもので、今回この質問をさせていただきます。

また、5月6日の福井新聞でも、これは県の方ですけど、2007年度の国土交通省の直轄工事について地元企業への受注率は、福井県は6番目に悪いということになっているそうなので、全国平均が50.7%であるのに対して、本県では30.6%と大きく下回っていますと。この新聞を読んでみましても、これとよく似たこ

とがあわら市内でも起こっているのではないかという思いが生まれて、質問をさせていただき次第でございます。

まず第一に、あわら市が発注している物件購入、業務委託、工事等について、市内業者の受注率について、お伺いします。

議長（東川継央君） 通告している部分は言ってください。

5番（山口峰雄君） 通告している部分と違う部分もありますので、違ってたら省いてもらって結構です。

市が発注している物件購入、業務委託、工事等について、市内業者の受注率はどのようになっているか。

例として、昨年行われた耐震補強工事、金津雲雀ヶ丘寮、古屋石塚の工事について、市内業者の受注率はどうか。

今後、中学校の改修、小学校の耐震補強工事、消防署の改築、旧芦原庁舎の利活用など、公共工事が目白押しではありますが、市内の業者を優先すべきと考えますが、これに対する考えや工夫があるのか。

もう一つは、公共工事における総合評価方式の話を知ると、市内の零細業者には不利となると思いますが、これに対して何か工夫をされているか。

最後に、電子入札制度の導入という話がありますが、これを導入するのかわからないのか。これを導入されると、地元業者はさらに非常に参加しにくくなるという具合に思います。そういうことを思いますけれど、そういうことはないのかどうか。

それについてお尋ねいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 副市長、北島善雄君。

副市長（北島善雄君） 山口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、平成20年度にあわら市が発注いたしました工事につきましては、特殊なものを除きましては、ほぼ100%、市内業者の受注ということになっております。

また、物品の購入につきましても、公用車の購入などで市内業者で調達可能なものにつきましては、市内業者を中心に競争入札を執行いたしております。さらに、委託業務につきましては、市内業者で履行できないもの以外は、市内業者へ委託となっております。

議員が例示されました、昨年実施いたしました耐震補強工事等の受注状況についてでございますが、平成19年度の繰越事業の各小学校屋内運動場の耐震補強工事につきましては、すべて市内業者が受注しております。また、平成19年度発注の雲雀ヶ丘寮増築工事につきましては、共同企業体方式ということでございますけれども、市外業者が構成員となっております。さらに、平成20年度の古屋石塚産業団地整備事業の造成工事につきましては、市内業者と市外業者との共同企業体の受注となっており、産業団地関連の事業で市道瓜生石塚線道路改良工事は市内業者が受注をいたしております。

次に、2点目について申し上げます。

議員ご承知のとおり、近年の経済不況により、建設業界をはじめ各種業界は、受注件数、受注金額とも大幅に落ち込んでいることから、倒産する企業が見受けられます。

このような事態を踏まえまして、市では可能な限り、市内業者への優先的な発注を念頭に置きまして、入札を執行いたしております。また、本年度以降見込まれます両中学校の改修をはじめとする大規模な公共工事につきましても、市内業者の受注機会が増えますように、その設計内容を精査するとともに、一括発注を分離発注にするなど、市内業者への受注機会が増えるように努力をして参りたいと考えております。

次に、3点目について申し上げます。

本市では、入札制度検討委員会において、あわら市建設工事総合評価指名競争入札の試行要領を定めました。これは、簡易型でございますけれども、平成19年12月1日付けで施行いたしております。

これは、対象工事について、入札者の施工能力、配置予定技術者の能力など、そして、入札価格を総合的に評価し、妥当と認められるもののうち、市が発注する建設工事の請負契約において、価格その他の条件が市にとって最も有利な申し込みをした者を落札者とする入札方式でございます。平成19年度及び20年度において、それぞれ1件ずつ試行的に実施をいたしました。

県内市町におきましても、総合評価方式によります入札導入案件が非常に少ないため、この方式によるメリット、デメリットの情報が少ないこともありますが、零細業者にとっては、企業の技術力の面で若干不利になることも予想されます。

本市におきましては、国、県の指導もあり、本年度も何件か実施する予定でございますけれども、他市町村の発注状況を見極めながら、条件面について地元業者に配慮して参りたいと考えております。

最後に、電子入札制度についてのご質問でございますけれども、電子入札は、入札会場に出向くことなくパソコンで入札参加できる利便性ととともに、入札に求められる公平性、透明性、競争性を確保するために導入するものでございます。

本市におきましては、県の導入しているシステムを共同利用する計画で、平成20年度中に準備をし、模擬入札などを施行した後に、本年度から本格稼働する予定でございました。しかしながら、本年に入りまして、県が事業の前倒し発注を行ったことから、本市へのシステム移行が困難となりまして、当初計画より2カ月程度おくれております。本格的な事業実施は6月以降となる見込みでございます。

県におきましては、平成17年度に電子入札システムを導入しておりますけれども、県の電子入札について市内の一部の業者で参加実績があることから、今後は未参加の市内業者に対しての説明及び模擬試験などを行いながら、本格稼働に移行して参りたいというふうに考えております。

なお、本年度におきましては、坂井市と歩調を合わせまして、設計金額3,500

万円以上の工事等を対象に実施の予定であります。

以上、概略を申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) ただいまのご答弁の中でですね、特殊なものを除いて100%というご答弁をいただいたんですけど、金額にしましたら、トータルで、特殊なものが何%あるのか。それを含めて、受注率が何%になるのか。お尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 副市長、北島善雄君。

副市長(北島善雄君) 今ほど工事の発注の中で特殊なものというふうに私の方で答えをいたしましたけれども、その積み上げというのは手元にありませんので、それを含めて何%になるかということになると、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 積算してないということで、時間もないので、次の公民館の運営についていきたいと思います。

公民館という施設の役割について所見を伺いたい。

それから、団塊の世代がリタイアして、年寄りが多くなり、公民館はその人たちの生涯教育の中心としてますます重要になると思われるが、今後の公民館の運営方法についてはどのように考えておるか。

民営化の話が出ていたが、私も以前にいった質問しましたけれど、その後、進行状況はどうなっているか。

次に、館長には民間人と役所OBがいますけれど、館長の選考方法はどのようになっているか。館長の選考方法に不透明な部分があって、どうやって決まっているかがよくわからないので質問いたします。

館長と事務員という構成だけでなく、民営化して、館長を中心とした運営組織が必要であると考えられるが、そうしないと生涯教育の仕事がなかなか進まないのではないかと思います。

それから、館長の考え方で使える予算が少くらいあったらいいのではないかと。館長は、現状を見ますと、公民館の番人みたいなもので、公民館自体がカルチャーセンター化してしまっていて、その受付係みたいになっていると思います。その点で、公民館は、館長は少なくとも常勤ではなくて非常勤で。これは後にします。

では、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 山口議員のご質問にお答えいたします。

まず、公民館の役割と今後の運営方針についてのご質問ですが、公民館は、住民

のために、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されており、生涯学習の拠点施設と考えております。また、すべての住民の方々に対して学習を提供する場でもあります。

ところで、団塊の世代も含め年配の方には、生活に身近で、優れた技能をお持ちの方がたくさんおられます。こういった方々の技能、技術、知識を活用した公民館講座等の実施を目指し、それぞれに特色のある公民館運営を図って参りたいと考えております。

次に、公民館の民営化のご質問につきましては、平成20年度に、指定管理者制度のあり方等について全庁的な検討を行ったところ、公民館は、地域住民の生涯学習の場であり、営利を目的とする施設ではないことから、指定管理者制度や民営化には適さない施設と判断し、現行の運営を維持することとしております。

なお、運営につきましては、地区の区長会や生涯学習地区推進員等の協力をいただきながら、行って参りたいと考えております。

次に、館長の選考方法でございますが、公民館を生涯学習の拠点と位置づけていることから、地域の実情に精通した方を地区から推薦していただき、委嘱をしております。

なお、湯のまち公民館につきましては、利用者が多く、旧芦原町の中央公民館でもあったことなども考慮し、行政事務に精通した臨時職員で対応しております。

最後に、館長の考えで使える予算があってもよいのではないかというご質問でございますが、公民館の予算は施設の維持管理費と講座や教室などの活動費が主なものであり、維持管理費につきましては中央公民館が一括して管理しております。また、講座や教室などの活動費につきましては、各館からの要望を受け、予算に反映しておりますが、今後は、各公民館においてそれぞれ特色のある公民館の運営を図るための予算措置にも努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) ただいま、教育長のご答弁の中で、公民館のことは、以前、私が4回、定例会で質問したときに、市長がお答えになったことと同じことを言われております。

時間もなくてなってきましたので、今、館長の仕事というのは常勤になっているんです。常勤で朝から晩までいるということになりますとですね、館長として地域で立派な方が朝から晩まで公民館の番人をするのでは館長のなり手が無いという具合に思います。だから、館長はあくまでも館長で、非常勤でしていくのが適当ではないかと思えます。そうすれば、いろんな方をお願いできる。立派な方でも、退職されて、2、3時間、そのために働くと。朝から拘束されているのでは、そういう方を見つけることが難しいんじゃないかと思えます。この点について、再度お伺い

いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) ただいまの山口議員の再質問でございますけども、各公民館の館長は常勤の扱いにはなっておりますけども、実質的にはその館の実情に応じまして、時間帯云々につきましてはそれぞれの館にお任せをいたしているというような状況でございますので、今ほどの教育長の答弁でございますように、生涯学習の拠点施設でもありますし、時間帯に応じて適切な対応を図ることでの館長の活動でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) ただいまの教育部長のお話によると、やはり常勤の扱いになっていると。そういう扱いになっていたら常勤しないと、さぼっているように見られますし、非常勤扱いでそれなりに立派な方がなれるように、非常勤でないといけないのではないかと。そういう具合に思いますけれど、再度その点どう思いますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 今ほど答弁させていただきましたようにですね、それぞれの公民館に特性がございます、地区にとって拠点となっているところ、先ほど指摘されましたように、貸し館的活動のみというようなこともございまして、それぞれの活動の中でお願いしているところでございますので、議員からご指摘の点につきましては、今後検討して対応して参りたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) それでは、私の質問は終わります。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。なお、午後の再開は、1時15分、再開とさせていただきます。

(午後12時11分)

議長(東川継央君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時18分)

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、山岸利紀君。

市民福祉部長(山岸利紀君) 先ほどの笹原議員のご質問の栄養士配置につきまして申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

栄養士につきましては、子育て支援室に1名を配置しておりまして、各保育所、幼稚園を統括しまして行っているところでございます。なお、献立表につきましては1カ月分を作成し、各保育所、幼稚園等のそういった調理師を集めまして、話を

させていただきます。指示をしているところでございます。なお、調理師はこの献立表に基づきまして、園児に給食を提供するというような流れになっているところでございます。

これに関しまして、統合幼稚園等がもしできた場合でございますが、調理師の配置につきましては特段、配置基準はないわけでございますが、現状の4人は、統合幼稚園では、低年齢児や個別の食事というようなことに対応するためにも、できるならば現状の4人体制で、担当課としては要望いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

坪田正武君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、9番、坪田正武君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 9番、市政会、坪田正武。一般質問をさせていただきます。

質問内容はですね、湯のまち駅前広場の今後の活用計画案についてお尋ねをいたします。

質問は1問ですが、それぞれ3項目に分けて質問いたしますので、その旨、ご回答、ご答弁をお願いいたします。

まず、第1問は、湯のまち駅前広場、もと有楽荘跡地を、旧芦原町時代に約3億円で購入しましたが、その後、この土地の活用について全く具体的案を示さないが、市民感情から見ると、温泉街の一等地であり、ただここを遊ばせているにしか見えない。

当時、この土地を購入するときは具体的案があり、当時の町長、また議員は承諾して、高額な土地を購入したものと考えられますが、当時はどのような計画案があったのか、わかる範囲でお答えをお願いいたします。

議長（東川継央君） 全員協議会でも申し上げましたように、大きい項目での1問について、通告してる部分については一括してやっていただくと。今の坪田議員は三つのことを最初に通告して出てますので、その部分を最初にやっていただくと。その後、再質問でそれを何度やっていただいても結構です。

9番（坪田正武君） 議長からそういうように提案がありましたので、そのようにいたします。

では、2番目に、合併したときは、当時、この場所を憩いの広場にして、公園または足湯等々をつくり、温泉客、また市民との活性化を図るための計画案を聞きましたが、その後どうなったのかをお尋ねします。

また、3番目といたしまして、ここを有料駐車場にする計画案はないのか。年末年始の駐車場でなく、年間駐車場にしておく、イベントがあるときは広場に開放するというので、ひとつお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 坪田議員のご質問にお答えいたします。

えちぜん鉄道あわら湯のまち駅前の多目的用地は、平成9年に老舗旅館の廃業に伴い生じた土地を、温泉街の顔を再生するという目的で、旧芦原町が平成14年に取得したものです。

ご案内のように、取得当初から利活用の方策が検討され、公園やコンベンション施設など、さまざまな案がその俎上に上げられましたが、費用対効果、維持管理の問題などから集約ができず、現在に至っているところであります。

また、これまで、広場の一部が屋台村や、えちぜん鉄道利用者のパーク&ライド駐車場、夕市の会場などに利用されておりますが、いずれも暫定的な利用と申し上げざるを得ません。

しかしながら、当該地はあわら湯のまち駅前に面し、いわば温泉街の玄関口でもあるため、何らかの整備が必要であることは議員ご指摘のとおりであります。そして、さらに一歩進めて、この遊休地の整備と利活用を核に、芦原温泉の活性化を進めていく取り組みも検討する必要があります。

このため、今年度は、県と連携した「市町振興プロジェクト」を策定し、次年度以降の3年間を事業期間として、芦原温泉の魅力づくりと誘客推進体制の整備を行うことを予定しており、県との協議も進めているところであります。

あわら市の観光まちづくりに着目したこのプロジェクトは、多目的用地の整備や温泉街の修景といったハード面と、新たな観光素材の開発、推進体制の強化といったソフト面の両面からの展開を予定しており、今年度、観光協会に設置した「あわらツアーデザインセンター準備室」も観光まちづくり推進体制整備の最初のステップとして位置づけられるものです。

また、多目的用地の整備については、県が今年度から取り組む「新ビジットふくい」に基づく事業との関連も踏まえながら検討していく予定であります。旧芦原町で策定しました利活用の案につきましても、この検討の中で取り入れられるものは取り入れていくことになると考えております。

いずれにいたしましても、これらのプロジェクトの推進に当たっては、ソフト事業、ハード事業を通して、県補助金をはじめ、あらゆる助成制度を活用したいと考えているところであります。このような状況を踏まえた上で、議員からご提案いただきました有料駐車場やイベント広場としての活用計画についても、プロジェクトの策定作業の中で検討して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君。

9番(坪田正武君) 一連の回答だったので、かいつまんだ個人的なもので申し上げます。

当初申し上げましたように、約3億円の土地を買うとき、当時の町長なり、議員

さんは、何にしようかということで、相当具体的な案を詰めて、こういうことで議会ではですね、承認をしたのではないかと思うんですね。

一般的に100万円、200万円のことならですね、多少目をつぶることもあるだろうけど、一般の家庭でもね、例えばテレビを買い替えるとか、自動車を入れ替えるというときはですね、家族会議とかどうかわかりませんが、家族でですね、そのお金を自動車に充てるのか、何に充てるのか、決めると思うんですね。

これは、有楽荘の跡地を何とかしなきゃと。当時聞いた話では、ほかの業者が来て、当時聞いた話では、ややこしい業界が来て、芦原温泉街を風俗化してはいけなないと、ややこしくしても困るよということで、買ったようなことを聞いたことがあるんですけども、そのときの本当のねらいは、どういうものを建てようと思ったのかだけお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) これはですね、市長としての答弁になるかどうかわかりませんが、当時、議員として知り得た範囲の中での答えしかできませんが、それでひとつお許しいただきたいと思います。

私の記憶では、あそこの場所は芦原温泉の一等地でありまして、ここの土地について、当時の所有者でありました福井銀行、実態は福井銀行の関連する会社の所有地だったと記憶しておりますが、ここの方から申し入れがあったように記憶しております。これは本当に一等地でありますので、議員ご指摘のように、観光地にふさわしくないような施設が進出されるということは非常に困るということが、当時話し合いをされたというふうに記憶しております。当時は、むしろ議会の方がですね、用地の取得については積極的だったように記憶しております。

いずれにしましても、高額な土地を買収するわけですから、目的もなしに買収するということは認められるわけではありません。そこで、当時検討されていたのは公園であったと思います。これも町民の方を交えた検討委員会のようなものが持たれまして、その中から成案を得たというふうに記憶しております。

ただ実は、そういう表向きでの事業が進みながらですね、実は、私も多少、議員時代に関係しておりましたので記憶しているんですが、水面下では、何か別な施設、例えばコンベンションホールの誘致ができないかというようなことも一方、水面化では行っていた記憶があります。しかしながら、コンベンションホール構想につきましては途中で挫折をしたというふうに記憶しております。

従って、残っているのは、当時立てた公園の計画がそのまま現在まで来ているというのが実態かと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君。

9番(坪田正武君) 今になってから当時どうだったかと、いわゆる終わったことをですね、がちゃがちゃ言っても仕方がないなという気もするんですけど、私が想う

にはね、当時の町長さんは、これだけのことで、議案を提出してやるからにはですね、何か一本の芯があって、絶対これを貫くんだ、こういうことをするんだというようにやっていくのが、首長の仕事であってね、実は何か言うと、あれもあり、これもありということで、非常に優柔不断のような、いわゆる思いつきの、言い方は失礼かもしれないけど、いわゆる衝動買いみたいな形ですね、買った形のように思うわけです。

何かあって、それがうまくいかないから軌道修正するんだというのであれば、当時はいろいろ苦労したんだなという思いがありますけど、全く更地でそのまましておくということですね、何も行動を起こさなかったと。ある意味では、当時の町長は職務怠慢ではないかなと。これだけの金を使うためにですね、市民に協力してくれとやった。

このお金はですね、旧芦原町時代に借金を返したんじゃないなくて、合併してからお返しているわけですね。さっき市長がほかの方の質問のときに、対芦原、対金津という言い方はおかしいかもしれませんが、対金津のいわゆる市民の方もですね、一緒になってその借金を返している、納税者になっているわけですからね。そこらは本当によく認識していただいてですね、今後のことをやっていきたいなと思います。

次ですね、合併したときは、足湯とか、何かをつくるということで、私は当時の図面なんかも見ました。けど、それは描いた絵だけであって、実行を伴わなかったけど、今の市長の答弁に、県と連携した計画案をやるんだよと。観光協会とタイアップしてやるんだというお答えがあったんですが、これは具体的に、いつ頃から、どのような形でやるのか、またその構成員はどんな形でいくのかをお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 観光協会とタイアップというのはソフト面の話でありまして、遊休地の整備事業そのものにつきましては、県がですね、計画段階からそれぞれの市や町なりに頭を突っ込んでいただいて計画を立てていくという新しいメニューができました。これにつきましては、あわら市としては、遊休地の活用も含んだ観光事業をその対象としております。その中で、この遊休地の跡地についてもですね、他のより優位なメニューの取り組みも含めて検討していきたいというふうに思っております。それが今ほど申し上げましたように、「新ビジットふくい」の中で取り組んでいる有利な事業がございますので、それも活用できないかというようなことで今計画を立てております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君。

9番(坪田正武君) ちょっとまだ中身は市長の答弁では見えてない、これから見えてくるということを期待しますけども。

余談の話ですけどね、四国の愛媛県に道後温泉がありますね。道後温泉に行った

方がいるかと思えますけども、道後温泉の入り口にですね、からくり時計があるんですよ。何のからくり時計かといいますと、いわゆる夏目漱石の「坊ちゃん」をイメージしたですね、当時のマドンナだとか、赤シャツだとか、そういう方が、時報をもとに出てくるんですね。時報を発する15分か、20分前になりますとですね、当時の衣装を着た学生なりが来てですね、いろんな口上を述べてですね、道後温泉はこうだよとか、夏目漱石の「坊ちゃん」はこうだったんだよというようなことをやるわけです。口上を述べるときに、そこでいろんな方が一緒に記念撮影をやるんですね。その前に足湯がありまして、1時間ぐらいは足湯に入りながら、口上を聞いて、記念写真をとるとですね、そこにタイムスリップして、そういうところに来たのかなと。構成がうまくできてるんですね。

各温泉場に、それに似たようなものが幾つもあるかと思うんですけども、私もあちこちの温泉に行ったわけではありませんので、非常にインパクトが強かったのは道後温泉のからくり時計。なかなかユニークだなと、そんな思いがありました。

芦原には、そういう全国的に広がるような小説家とか、そういうものもあるのかは別ですけども、そういうからくり時計は7,000万円ほどかかったと言っていました。温泉から出た人はですね、必ずそこに寄って、からくり時計の時報を聞いて、ほかの目的地に行く。

今の芦原温泉街はですね、朝食をとったら、旅館の前に観光バスが止まっておっけてですね、「早く乗れ」と。乗った時点でですね、朝一番で、次の目的地へ飛んでいってしまう。芦原の温泉街で、観光客がですね、時間をつぶすとか、そういうことがないんで、そういうようなイベント的な、さっきのまちづくりというか、計画案がですね、あるのかないのかだけ、市長にお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 経済産業部長、坪田清孝君。

経済産業部長(坪田清孝君) 今のほどのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほども市長が申しあげました県の「新ビジットふくい」という推進計画がございますが、これも新たに今年度からで、今までは「ビジットふくい」というのがあったわけですけど、「新ビジット」という形で、福井県で3件ずつというようなことになっておりまして、まだ具体的には決まってございませんが、目玉となる観光地づくりという事業でございます。1年目がソフト事業、2年目、3年目でハードを行うという新たな事業でございますが、この事業によりまして、あわら湯のまちの駅前多目的用地の整備というものを考えていこうという具合に考えてございます。

先月も、旅館組合の方からも、地元としてあそこの広場を活用してほしいんだと。現にですね、あそこには屋台村なんかを創設してございます。温泉場としてはもう一つ、足湯等も置いてですね、もうちょっと市民が集えるような場所づくりをやってほしいというような要望も出てございますので、政策課等も含め、実施をしていただく土木部との連携も取りながら、市民を巻き込んだ整備づくりというものを考えていこうと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君。

9番(坪田正武君) ありがとうございました。

3番目にですね、最後なんです、年間有料駐車場にできないのかという提案をしたんですけども、旧金津はですね、有料駐車場が3カ所あるんですね。例えば食堂なりをやっている方は、自分の家の前にちゃんと駐車ができるようなスペースなり、場所を借りていますね。一般の方は、通勤の方も含めてですね、駐車できるようになっています。

ちなみにですね、あわらの駅前駐車場はですね、110台駐車が可能になっているわけですね。そのうち日割が大体70台、月極めが40台。向ヶ丘駐車場がですね、40台とめるようなスペースができております。これは月極めですけど、40台ほとんど入りますね。今度できた東口駐車場、これが164台。これは日割が64台、月極めが100台ということになってるわけですね。この駐車場がそれぞれ今どの程度活用してるのかということ、アバウトですけども、月平均の利用台数は、駅前駐車場は月2,490台駐車してるわけですね。向ヶ丘駐車場、これは月極めですけども34台。40台のところ、34台入っていますね。東口駐車場は月458台。このように利用活用があるわけですね。

とすると、これは幾らかお金を生んでいるわけですよ。金額は確認しませんでしたし、いろんな駐車時間によってですね、金額も凹凸がありますのでとりませんけども、この跡地を有料駐車場にしてですね、少しでも大きな金を使った利息分ぐらいはですね、回収できないのかなと。駐車するための設備投資に幾らかかかるでしょうけども、周りが見て、「あれは有料駐車場だから、幾らかお金が入ってるんだ。あわら市にも幾らか財源になってるんやな」というようなことを市民にお見せするのが筋ではないかな。

もう一つはですね、今の屋台村のお客さんが、あそこへ行くかたは無料で止めれるんですね。こんないい場所はないわけですよ。自分が小さな間口を広げながら、駐車場は1銭も金を支払わないでいる。これはやっぱり有料駐車場にしてですね、そのかわり、屋台村へ来た人にはサービス券を差し上げてね、うちへ来たときはうちの方で駐車料金は幾らかサービスしてありますとか、半額にしてありますよと、そんなことにしてやらないと、旧金津は全部有料駐車場なんですよ、空き地は。

二分化しておかしいかもしれないけど、湯のまち駅前イベントのときだけ広げて、あとはほとんど、一番目立つところがロープで縛りをかけていると。それこと、ほかから見たら、この温泉街は大丈夫なんかなと。そんな思いがありますので、有料駐車場にして、イベントがあったときは出入り口をうまく撤去できるような工作物にしておいて、そのときは大きな広場で使うと。今言う足湯にしても結構ですけども、そんな構想はあるかないかだけと、もう一つ、有料駐車場にする気があるかないか、お尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 経済産業部長、坪田清孝君。

経済産業部長（坪田清孝君） 今ほどのですね、意見を踏まえた形の中で、有料駐車場の検討というのは加えていきたいという具合に考えてございます。

うちの市長もかねがねよく言ってるわけですがけれども、もう一つは、あわら湯のまち駅の裏のですね、テニスコートだとか、そこらも含めた整備とあわせて、広場と有料駐車場とまた別の観点から検討を加えて、整備をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 私はね、あの場所が、いつもいつも車も止まってないし、ロープで囲っているだけなので、いろいろ回ってますと、「あの場所は一体どうなってるんや」ということをちょくちょく聞くもんですから、こうやってあえて一般質問でとり上げたんですけれども、近いうちにですね、是非、皆さんから目に見えるようなですね、ことをしてほしい。

あそこは近くにお土産広場もあってですね、そこへ行って、多少お土産なり、ジュース1本でも飲んでいただける。足湯ができるのであればですね、温泉の顧客は、朝早くですね、バスは早く行ってしまうかもしれませんが、芦原の温泉街を朝早く歩いて、実はここに足湯があったとか、こんなことがあったということで、話のタネにもなるんでしょうから、そういうことを期待して、回答は要りませんが、私の一般質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

卯目ひろみ君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 14番、卯目でございます。私は、通告順に従いまして、あわら南北幼稚園の統合に伴う保育のあり方というのについて質問させていただきたいと思っております。

まず、1番目ですが、今話題になっております旧芦原庁舎の利活用については、先日、ハード面と申しますか、計画などについては説明を受けました。ただ、その中で暮らす子供たちのソフト面と申しますか、そこに通う園児に対する保育の方法と申しますか、そういうものについて、これから先、市としてはどのような考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

あわら市内には、現在、公立の幼稚園、保育園、小学校前1年のみの幼稚園と、3種類の保育方法を取り入れているわけですが、新しくなるのをきっかけに、南北幼稚園のことですが、ただ単にこれまでのやり方をそのまま移行する形でいくのか、それとも幼稚園としての形態は変えずに、変わらずとも何か特徴のある保育方法を

取り入れるのか。もし、そういうことを考えていることがあればお聞きしたいと思います。

次、2番目ですが、あそこあの場所には園庭をつくる計画をお聞きしました。園庭のところのJA側というんでしょうか、庭園みたいなところがあります。そのところに、もしできたら、公園というんですか、遊具を置けるようなものにするというのがいいのではないかと思います。旧芦原側といいますか、そっちの方にはそういった遊ぶ場所というのが少ないので、一般の子供たちでも遊べるようにするのか。これはお孫さんを見ているおばあちゃんとか、子供を持っている親御さんから、こういう声を聞きます。市としてどのような考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。また、それができるとしたら、土日、祝日のような、普通の日でも開放できるのかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

まず、1点、質問をいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の保育の方法についてのご質問ですが、保育所、幼稚園は、地域において最も身近な児童福祉施設であり、幼児教育の一端を担う保育所、幼稚園に対する保護者の期待はますます高まっております。このことから、地域で愛される保育所、幼稚園を目指す上で、家庭や地域との連携を図ることが最も重要であると考えております。

このような考えのもと、旧芦原庁舎の1階に幼稚園を、2階に子育て支援センターとシルバー人材センターを配置することにより、将来はお年寄りと子供とのふれあい事業を実施したいと考えております。

この事業が実現すれば、子供は、笑ったり、泣いたり、驚いたり、不思議に感じたり、周囲の大人や子供と共感したり、楽しんだりする中で、感受性豊かな子供に成長すると考えております。また、お年寄りの方々にも、小さなかわいい子供たちとのふれあいの場があることは、生きがいづくりの一翼を担うものと考えております。

このほか、幼稚園を訪れた園児の保護者の方に、子育て支援センターの事業に参加し、体験してもらうなど、交流を深めることもあわせて考えて参りたいと思っております。

次に、2点目のご質問ですが、子供には、自然を感じながら、伸び伸びと遊べる環境が大切でありますので、統合幼稚園においては、園庭の設置は必須であります。現在の設置計画では、約500㎡の規模の園庭を予定しておりますが、園庭内には、滑り台やブランコなどの総合遊具のほか、砂場、水遊び場の設置を考えております。また、南側に位置する小高い丘部分についてはできる限り残して、その地形や周囲の木々等を生かした幼児たちの散策路として活用していきたいと考えております。

なお、一般開放については、安全面や防犯面からも難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 今お答えいただいた中で、ソフト面での保育方法というのは、まだ時間がありますし、特徴というのが、お年寄りと子供さんとの交流を軸にした保育方法というんですか、そういうのを取り入れていくというようなお答えだったので、まだ時間もありますし、現場の考え方とか、そういうことも十分に研究していただきたいと思います。

ただ、先ほどの質問にもありましたように、安全面で言えば、保育士の数も大事です。1人でも多い方が大事だと思います。ただ、母親という立場でいう保育士ならば、時には厳しく、時には優しく、子供に生きる力とか、たくましく生きる力というのをつけてやるというのも、保育の一つの仕方、あり方ではないかと思います。それは決して数だけではなく、保育士さんたちの資質向上、そういうものにも是非、力を注いでいただきたいし、それを行政がバックアップしていくという、そういう形は非常に大事だと思っております。

次に、庭園を含む園庭の開放のことなんですが、今のお答えでは一般開放はできないというお話でした。幼稚園の施設として考えますと、確かにそれも致し方ないのかなと思えてくるんですが、先ほども申しましたように、芦原地区の方には、子供たちが、遊具があって、ちょっと遊べる公園というのが非常に少ないというのが現状です。孫を見ている方、また子供さんを持つ親御さんたちが、お昼ですとか、普段のときに、ちょっと出かけていって遊べるというようなところが少ないというのは、前から聞かされていました。

もともと、私は、JA側にある、先ほど言った小高い丘部分の場所に遊具を配置しておけば、だれでもがいつでも利用できていいのではないかと考えていました。今のお答えですと、幼児たちの散策路として使って、そこは一般の人たちは入れないということなんですね。それは情操面では大変いいことだと思います。ただ、あそこへ行ってみるとわかるんですが、場所はかなり広いです。そして人工的につくられたとはいえ、木なんかも結構ありまして、癒しの部分というのをかなり持っている場所のような気がします。そこのところに住民が自由に出入りできなくなるといのは、やはりなんか寂しい気がします。何か計画の上でもう少し研究の余地がありそうな気はします。

ここで提案させていただきたいと思うんですが、あくまでもこれは園庭を開放できないならという前提つきで提案させていただこうと思います。今、広い駐車場があるわけですね。消防署側に細長いガレージがあります。あの部分に小さな林のような緑のミニ公園のようなものを造って、そこに安全に遊べる、単純で素朴なアスレチックのような遊具と、散歩の途中ですとか、そんなときにだれでもが休めるようなベンチなどを置いて、あの部分に緑地帯をつくる。そういう利活用の仕方というのでも提案したいと思います。

まず、時間を気にせずに、土日、祝日も気にせずに、いつでもだれでもが安全に

遊べる、そして憩える場所。市内の保育所、幼稚園の子供たちも、園外保育などに使える場所です。これは統合幼稚園では幼稚園として使っているでしょうし、そのほかに、園外保育とか、そういうので使える場所を造るということです。近隣の子供を含めて、住民のちょっと一休みの場所にでもなる。そういったところです。子育て支援センターに通う親子づれにとっても、時間を気にせずに安全に利用できる場所。また、駐車スペースがあるので、子供さんを乗せて、親御さんが来て、車を止めて遊べるというのも魅力の一つだと思います。

こういうことを考えていますが、何といたってもお金の要ることなので、私が思うのは、先ほどの園庭の続きになる、今ある小高い場所を、住民が使えるように考えるのが、私は得策ではないかと思っておりますが、もしこのことにお答えいただけるのなら、市長、如何でしょうか。どんな考えをお持ちでしょうか。お答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） まず、一般の方々が遊具のあるような公園を欲しているということが実際にそうなのかどうか、その辺もう1回、調べてみなければいけないかなというふうに思います。まちの中にも幾つか公園はありますので、その辺の公園だけでは不十分なのかどうかという検証も、1回してみないといけないのかなとまず思います。

それで、園庭部分についてなんですけども、現場の方からはですね、余り広い園庭ですとかえってやりづらいという意見もあるようですので、余り大きな囲いはよろしくないのかなというふうに思っております。その小さい囲いの中での開放は、まず基本的に無理だろうと思います。場合によってはですけども、小さい囲いと、その外側にもう一つ大きな囲いをして、その間が少し丘のような状況になってるスペースが生まれますので、ここのところが開放できるかどうかということは、先ほども答弁で申し上げましたが、実施設計の段階で1度検討してみたいなというふうには思います。

今、議員ご提案のように、今の敷地の北側の方に車庫がありますけども、あの辺に新たに植栽をして、緑地を設けた公園をつくるというのはいささか、金額的にも難しいものがありますので、私はそれよりはですね、今申し上げたような大きい囲いと小さい囲いの間のスペースが開放できるかどうか、実施設計の中で検討させていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 私もそれが一番いいと思います。今日の朝も通ってきたんですが、かなりのスペースで、小さい遊具ぐらいでしたら恐らく置けるのではないかなと思いますし、子供たちが安全に遊べるような囲いをつくれば、安全に遊べるような場所でもありますので、そういうことをもう一度研究していただきたいなと思

います。

質問を終わります。ありがとうございました。

宮崎 修君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、15番、宮崎 修君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 今回、太陽光発電のパネルの設置について、特にこの1点に絞って質問をさせていただきます。

地球温暖化による気候変動問題への関心の高まりというのは、日増しに強くなってきております。また、太陽光発電が環境に優しい再生可能エネルギーとして期待されておりますが、アメリカのオバマ大統領もですね、2月4日の施政方針演説で、「クリーンで再生可能なエネルギーを利用する国が21世紀を主導する」と、太陽光発電への取り組みを打ち出したわけでございます。

また、我が国は世界でも最大のといえますか、第1位を誇る太陽光発電国でありました。しかし、近年はドイツに抜かれてですね、第2位になっているということでございます。

また、あわら市においてもですね、県においても、個人住宅向けの太陽光発電設置への補助金も出されました。当初予算でも、また今回補助金が盛られております。ということは、それだけ太陽光発電の取り組みについて、国も県も力を入れているということがうかがえると思います。

そういう中で、今回、一般質問をさせていただくわけでございます。現下の厳しい経済情勢の中で、全治3年と言われる荒波を単に乗り越えるだけではなく、新しい日本のスタートとなる3年にしなくてはならないと、政府与党がですね、4月10日に決定した新経済対策は、中長期的な柱として、二酸化炭素排出の少ない社会を目指す低炭素革命を位置づけております。

中でも、世界で最先端のレベルにある、この日本の環境関連技術を生かすために、太陽光発電が掲げられております。政府として、2020年までに、現在の発電量を20倍程度まで拡大することを目標にしております。その大きな推進力がスクール・ニューディール構想でございます。これは全国約3,200の公立小中学校を中心に、太陽光発電のパネルの設置などを含めたエコ改修、インターネット、ブロードバンド、大容量中心化や校内LANの充実など、あわら市においても取り組みされておりますけども、情報通信技術の環境整備と耐震化を3年間で集中的に進めるというものであります。

このスクール・ニューディールは、国費5,000億円、事業規模は1兆円という莫大な規模で実施することになります。現在、約1,200校に設置されている太陽光パネル、差し当たり10倍の1万2,000校に設置することを目指すという構想

でございます。いよいよ全国的に、学校が21世紀にふさわしい学校へと進化しようとしているわけでございます。次の世代を担う子供たちのために、教育に大きな力を注いでおられる橋本市長は、今まさに学校の耐震化改修に取りかかろうとしているあわら市にとっては、願ってもないチャンスであると思っております。

この経済危機対策のスクール・ニューディール構想の中で、太陽光発電のパネルの設置について、今回の経済危機対策で約1兆円という大規模な投資を行う「スクール・ニューディール」構想を受けて、あわら市においてもこの事業にいち早く取り組むべきではないかと思っておりますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖隆君。

教育長(寺井靖高君) 宮崎議員のご質問にお答えいたします。

スクール・ニューディール構想につきましては、国の経済危機対策において、世界に先駆け、低炭素・循環型社会を構築するため、特に、緊急に実施すべき施策として、学校の耐震化、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施することが示され、地方負担額の大幅な軽減が図られるものであります。

ところで、学校への太陽光発電の導入につきましては、地球温暖化対策への貢献、CO₂削減効果、消費電力節減による経済的効果、さらには非常時用電源としての防災上の効果が挙げられるほか、発電の仕組みや原理、地球温暖化、省エネルギーなど、環境教育への活用にも大きく期待されているところであります。

しかしながら、太陽光発電におけるシステムの保守管理をはじめ、寒冷地における対策、太陽光パネル自体による耐震補強への影響などの技術的な問題も多いことから、今回の学校整備の中での導入は、時間的な制約もあり困難であると考えているところでございます。今後、総合的に判断して、環境教育としての学校施設の導入について検討して参りたいというふうに考えているところでございます。

なお、太陽光発電を除いたスクール・ニューディール構想に関しましては、今般の小中学校の整備事業の中で、耐震補強に付随するエコ改修や校内LAN、校務用パソコンの整備などによるICT化に取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 今の答弁で非常に残念なのはですね、一番最初に述べられた環境に対する子供の教育的な観点、また防災的な観点、幾つか述べられた中で、余り前向きでない意見の理由に、保守管理とか、耐震への影響とありますが、重量に耐えられるかどうかということが問題なのかなというふうに私は受けとめたんですけども、今、政府が打ち出している、また県は高校を管轄してますので、県の方としては春江高校とかですね、敦賀高校に導入に向けた調査を予定しているということも聞き及んでおりますし、隣の坂井市においてはですね、新築で太陽光パネルを

つけたんですけども、2つの春江東小学校と丸岡南中学校ですけども、これは100キロワットの規模で、大体83枚ぐらいのパネルを取りつけ、1,500万円ずつ費用がかかっているということでございます。春江の場合は、この制度の前ですので、非常に高い金額がかかっている。しかし、今回はですね、国が2分の1、残りの2分の1も9割は臨時交付金といいますか、そういう形で、20分の1の費用でですね、持ち出しでこの事業ができる。

太陽光発電パネルの設置、これはですね、ただお金をかけてするということだけではなくてですね、生産設備であるということをもっと理解していただきたいのと、このように思います。

財源についてはですね、坂井市の職員にしても、県の職員にしてもですね、ただみたいな、ただと言うとおかしいですけども、1%から3%ぐらいの費用で、1年ぐらいで十分元も取れるというような話も聞いております。そういう事業が、今、国が推し進めている環境、低炭素社会を目指す中において、雇用問題にもつながり、景気の一つの下支えになるというような観点、教育面から、防災面から、いろんなことを考えれば、何を躊躇することがあるのかなと思います。

また、重量問題。重量問題も、パネル1枚の重さというのは21キロでございます。普通、83枚とかですね、いっぱい取りつけなくてもですね、中学校の校舎の屋上の耐震、どれくらい耐えられるのか。それくらいは調べてですね、何枚くらいなら大丈夫。何かのコマーシャルにありましたけども、「100人乗っても大丈夫」というコマーシャルもありますけども、83枚、これで60キロぐらいの大人の人ですと29人ぐらいの重さでございます。そういうことから考えると、分散して取りつけることもできますし、1カ所にどんと固めて置く必要はございませんので、そういうことから、重量問題についてもですね、克服することができるのではないかと。このように思います。

維持管理のことは答弁がありませんでしたので、聞きませんが、今、私が言ったことに対してですね、教育長が答弁されましたので教育長にお聞きしますが、3%ぐらいの持ち出しでできるこの事業を、まして国も県も進めているこの事業をですね、本当に取り組む考えはないのか。再度、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) ただいまの宮崎議員の再質問につきまして、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

小学校につきましては、4小学校、既に入札事務を進めておりまして、2カ年で耐震補強工事を進める中学校への取り組みが考えられるわけでありまして、屋上部分に設置となりますと、耐震補強の影響が想定されます。数字的に出ておりませんので詳しくはお答えできないわけでありまして、何らかの形で工事費の増額が上げられるものと思っております。

一方、設置後の費用対効果を見てみますと、金津中学校を例に挙げますと、今の

国の方で言われております平均的なものといえますと、20キロワットのパネルを設置した場合でございますけども、年間約2万キロワットの電気を供給できる見込みでありまして、電気料で換算いたしますと約40万円が減額可能となります。しかしながら、毎年の点検委託料に加えまして、10年から15年で電流交換機能の取りかえが必要となるわけでございます。この費用が約300万円から400万円見込まれております。これらのことを考慮いたしますと、確かに当初はですね、数%の負担で設置ができれば、決して有利なものではないというふうに考えられます。

従いまして、今回の学校整備では困難であるというふうに判断をさせていただいたわけでございますので、ご理解くださるようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 電力計ですか、10年から15年で取りかえるという話ですけども、各家庭にある使用メーターですね、あれも10年に1度、北陸さんの方で点検して、使用可能であれば伸ばすと、使用不可であれば取替えをします。これは北電のもので、北電が無料で対応しております。新たに太陽光発電の電力計を取りつけますと、これは実費でございます。普通、10キロワットを83枚くらいの大きさですと、15万円です。300万円という数字が、どこからどういうあれが出てきたのかわかりませんが。

大体、太陽光パネルはですね、現在、最初に取りつけたといえますかね、採用している沖縄の方で、1968年に取りつけているわけですけども、いまだに故障もなくずっと続いている、作動しているというものでございまして、どれくらい耐用年数があるのかというのは、まだ結果は出ておりません。そういう状況にあります。

従って、1年か2年も経たないうちに元が取れるものをですね、学校は朝から子供が下校するまでの間ですね、電気はついてます。けれども、土日祭日、または春休み、夏休み、冬休みの電気というのは、子供が電気を使わなくても発電をするわけです。その買電も、来年の4月から今の金額の倍にするということも、今回の補正の方で決めているようでございます。

そういう中であってですね、今、答弁された認識というか、調査というのは、もういっぺん精査してみたいな。私は、今回どうしてもこれに取り組みなさいというものではございません。何でもそうですけども、対応が遅いというのが、行政の対応が、スピードの時代ですから、いろんな問題が出てきた時に即対応できるだけの取り組み、また、初めてのことであっても積極的にですね、開拓精神といえますか、そういうものを持って取り組む、シミュレーションを試みる。

そういう中に、市民の生活の向上といえますか、子供達にとって、中学校の整備問題も、大規模改修と改修の方向で着々と進んでおりますけれども、ソフト面といえますか、自然エネルギーによって今どれだけ電力がつくれているんだよとか、そういうことを全部、下で、子供や生徒が把握して、先生の活用の仕方によっては非

常に勉強になる。

これから21世紀中盤といいますか、地球の温暖化というのは本当にどうしようもないところまで来ていると、世界中の識者が言われておりますけども、そういう中であって遅れた対応。よそがしたらする。自分のところがしなくても、大して問題はないというような捉え方ではなくて、あわら市は率先して自然エネルギーに取り組むという姿勢。また、バイオエネルギーにしても然りでございます。これからしっかりそういう面を調査、研究をしていただいて、あわら市の将来にとってプラスになることはどんどんと進めていただいきたいなと思います。

今回、私は、非常にいいチャンスの時であると思っておりますので、4月から7月までに受付をするということになっておりますので、しっかり研究をしていただきたい。このように思います。

質問にならないような形になりましたけれども、提言のような形になりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

答弁に立っておりませんので、市長に一言だけお聞きしたいと思っておりますけども、IPCC、気候変動に関する政府間パネルというのが、「地球温暖化は疑う余地がない」と断定しております。また、各国の方々もですね、「努力もむなしく、地球温暖化は待たなしの状況にあることは、周知のとおりである」と。橋本市長はじめ、あわら市の職員の皆様も、こういう現状は熟知されておりますので、とにかく今後ですね、経済問題はもちろんのことですが、国、県との連携を密にしながら、政策目的を明確にして、その目的を実現する上で、必要な新たな取り組みを大胆かつ集中的に今後打ち出していきたいと、このように思います。

また、日本の環境と経済がですね、ともに向上し、発展する社会の実現に向けて、あわら市も低炭素革命にしっかりと取り組んでいただきたい。このように思いますけども、市長、一言ご所見をお伺ひしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 低炭素化ということは非常に大事なことだと思っております。私もまだ時期が早いかなと考えております。というのは、いろんなことがありますので、ある時期を捉えてからでないと、なかなか政策として形にはしにくいかなと思っておりますけども、いずれあわら市内で消費するエネルギーとあわら市内で生産するエネルギーといいますか、このバランスを取るといような大きな政策を掲げてみたいなというようなことを実は思っているところであります。

そういう中であっては、太陽光発電というのも一つの大きなツールとして考えられると思います。ただし、今回の中学校の建物については、先ほど教育長が申し上げたような事情によって、取り組みは今考えていないということのようですので、その辺ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 最後に一言だけ言わせていただきたいと思います。

今がチャンスなんです。何も早いわけではございません。それをまず一つ。

それと、太陽光発電パネルというのは、あくまでも生産設備なんですね。芦原中学校で年間の電気料が240万円、金津中学校でも330万円の電気料を支払っているわけですが、この電気代がどれだけ太陽光発電で賄えるのか、また蓄電といいますか、余った電気を買電できるのかということもしっかりと捉えて、3年間で取り組むスクール・ニューディール構想でございますので、しっかりと調査、研究をしていただいて、取り組みを是非していただきたい。このように思いますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

山川知一郎君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 4番、日本共産党の山川知一郎でございます。

私は、市民の暮らしにかかわる問題について、3点、一般質問をしたいと思えます。

第1は、市営住宅家賃の減免の問題でございます。

市営住宅家賃の算出基準の一つである収入区分が、今般、改定されたということでございます。新旧の対照表を見せていただきましたが、新しい区分の仕方が、どういう考えに基づいてやられているのか、よくわかりません。この点について、この考え方について、説明をいただきたいというふうに思います。

それから、家賃算出の基準である収入は、前々年の収入、今でありますと19年の収入が適用されるということですが、この不況の中で、今年に入ってから、市営住宅入居者で失業をしたというような方がいらっしゃいます。大変、家賃の支払いが困難になっておられます。こういう方に対して一律にですね、前々年の収入を適用するというのは、少し考えるべきではないか。減免制度を設けるべきではないかというふうに考えますが、この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 土木部長、長谷川忠典君。

土木部長（長谷川忠典君） 山川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在の市営住宅の管理状況であります。木造は5団地で98戸、準耐火造りは2団地で45戸、簡易耐火造りは2団地で47戸、中層耐火造りは4団地で131戸あり、総数では13団地で321戸を管理しております。

議員ご指摘のように、公営住宅法施行令の改正より、本年4月から市営住宅家賃

の算出基準の一つである収入区分が見直されております。この収入区分については、平成8年に改正されてから10年以上改正されておりました。その間、所得の変化や高齢者世帯の増加等に伴い、従来の入居基準では応募倍率が上昇し、住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況にあることから、公平、的確に入居していただくために見直されたものであります。

家賃の算定については、入居者の所得を基準とした収入区分に応じ、それぞれ8段階に定める額に基づいて算定するものでございます。

改正内容といたしましては、最下層の所得者に対しては家賃算定基礎額を引き下げる一方、その他の階層においては家賃の増減も見られるものとなっております。

なお、既存入居者については、施行後5年間は現行どおりの収入基準が適用されるほか、家賃についても5年間で段階的に新家賃まで引き上げる激変緩和措置が講じられるなどの経過措置が規定されておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の市営住宅家賃の減免について申し上げます。

市営住宅の家賃については、公営住宅法の規定により、前々年の所得に基づき算定しておりますが、入居者の収入が失職その他の事情により著しく変動した場合には、入居者の申請により、家賃算定基礎額の基準となる所得収入の再認定を行うことで対応しておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今の説明でございまして、新しい区分は、本当に住宅に困っておられる方に住宅を提供するというか、収入の高い方についてはできれば市営住宅からは出ていただくというような考え方でやられているということでございますが、実際に今回の新しい区分で、収入1万円ごとに刻んで上がるか下がるかやってみますと、上がる方も下がる方もいらっしゃるんですが、かなり収入が高くなったところでは大体下がると。

例えば今までは、32万2,000円を超える場合は10万7,700円。ところが今回は、最高が25万9,000円を超える場合、9万1,100円と。これより上はないということで、現実にはこういう方はほとんどおられないということでございますけれども、そして、これは市が独自に決めたのではなくて、国が決めたということですので、ここで余り議論をしても意味がないかと思っておりますけれども、説明と実態とは合わないのではないかというふうに思っております。そのことだけ指摘をしておきたいと思っております。

それから、今の説明でございまして、先ほど申し上げたように、今年に入って失業したような方については、申告をすれば減免されるというふうに理解いたしましたが、それでよろしいんですか。再度確認をさせていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、長谷川忠典君。

土木部長(長谷川忠典君) 再度のご質問でございまして、減免措置については、入

居者の申請に基づきまして再認定を行うということで、それが減免に該当するというところでございます。ご理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 減免の具体的な内容、どれくらい減免されるとか、そこらごわかりましたら、説明をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、長谷川忠典君。

土木部長(長谷川忠典君) どれくらいと言いましても、入居者の申請、いわゆる収入によって変わるとは思いますが、収入といたしましては、最高で1区分、一番安い金額まで抑えていけるとは思っております。ゼロというのはちょっとご勘弁願いたいと思います。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 了解をいたしました。是非、実態をできるだけ掴んでいただいて、そういう減免がされるということはほとんどの方がご存じないのではないかとこのように思っておりますので、PRもしていただいて、困っておられる方には積極的に減免をしていただくというふうに、是非、お願いをしたいと思います。

では、二つ目の問題に移りたいと思います。子育て支援の問題でございます。

この間、中学校の整備問題をめぐっても、これから先、あわら市の子供の数はどんどん減るということが再三言われて参りました。残念ながら、今のところ、将来子供の数が増えるという見通しは出てこないという状況でございますが、少子化に歯止めをかけるには、子育てをするならあわら市と言われるくらいですね、思い切った政策が必要ではないかというふうに思います。

市長も、「若者が産み、住み、育てたくなるまちづくり」というふうに言われておりますが、私も住民の皆さんからアンケート活動もさせていただいておりますが、その中にも、具体的にはありませんでしたが、ほかのところからあわら市へ引っ越してこられた方で、「あわら市は子育てしにくい」というように書かれてあったのが2、3ございました。そういう点では、是非、積極的な政策が必要と思います。

当面、私は、子供の医療費無料化ですが、もう県内でも幾つかの自治体で積極的にやっているところがございますが、是非、小学校卒業まで拡充をしていただきたいというふうに思います。これについて市長の見解を伺いたいと思います。

また、放課後児童クラブの拡充も必要と思いますが、この点についても見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

子育て支援としての乳幼児の医療費の無料化事業であります。この件に関しま

しては、福井県の補助事業により満3歳まで医療費の無料化が図られており、県内各市町が単独事業としてさらにその年齢の上乗せを行っているところです。上乗せの状況は、あわら市を含めほとんどの市町が満6歳までとしておりますが、永平寺町では小学校3年生終了まで、若狭町では小学校卒業まで上乗せしている状況であります。

現在、満6歳まで行っている医療費の無料化を、小学校卒業まで拡大してはどうかのご提案であります。現在の財政状況から見ますと、市の単独事業でこれを小学校卒業まで拡大することには慎重にならざるを得ません。

従いまして、今後、財政計画見直しの中で検討いたしたいとは思いますが、まずは福井県に対し事業拡大を要望していくことになろうかと存じますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、放課後児童クラブの拡充について申し上げます。

放課後児童クラブは、小学校1年生から3年生までを対象に、現在、市内で7つのクラブを運営しておりますが、今後は、未実施の小学校区である新郷地区や北潟地区での運営も検討して参りたいと考えております。

さて、少子化対策を進めていく上では、ご指摘いただきましたように、子育てなどの支援をより手厚くすることはもちろん必要ではありますが、あわせて、あわら市に住み、子どもを産んでもらうための施策の展開も重要となって参ります。

あわら市では、昨年度、庁内横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、こうした施策に関する検討を行ってきたところでありますが、その取り組みが、今年度「マイホーム購入資金に対する利子補給金の適用範囲の拡大」など、幾つかの事業として実を結ぶこととなりました。

新しい施策の効果は、今後の検証を待つこととなりますが、これからも「若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくり」の実現に向けて、引き続き新たな施策の検討を行って参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 子供の医療費無料化について、今後の財政見通しも考えながら検討したいということでしたが、あわら市は県よりも上回って、3歳から小学校入学まで拡充をしたわけですが、私はこれを小学校卒業まで無料化しても、費用的にはですね、そんなにかからないのではないかと、1,000万円以内ぐらいで十分できるのではないかと、いうふうに思っておりますが、そのあたりについてどう考えておられるか。もし、大体的見通しがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 金額的に正確な数字ははじき出しにくいんですけども、議員ご指摘のように、小学校卒業までの無料化を実施しますと、確かに1,000万円近

くの経費が新たに生じるのではないかなと思います。これを中学生まで拡大いたしますと、やはり1千数百万の経費増になるかと思えます。

問題は、一たんこの制度をスタートさせますと、途中でやめるというわけにはいかない。義務的な経常経費になってこようかと思えます。これを一般財源として今後ずっと負担していくということが可能かどうか。その辺の財政的な見極めも十分しなければならないというふうに思っております。

それから、今年度からですね、就学前の子供たちのインフルエンザの接種についても無料化ということで実施をしたところであります。その他、もろもろの施策を同時並行的に進めなければならないということになってくるわけでありまして、十分、財政的な見通しを立てた上で、これは検討されなければならないというふうに思っております。

それにつきましては、先ほど申し上げましたが、できればですね、県の制度として新たな支援制度を創設していただければ、あわら市だけではなくて、県内すべての自治体が大変喜ぶのではないかな、取り組みやすくなるのではないかなと思っておりますので、県に対してもこういう要望をしていきたいと思っております。

実は、先だっで行われました県内の市長、町長と知事との懇談会の中でも、ある市長の方から、実は、この問題が提起されました。全国の中には、小学校まで支援をしている県があると。従って、福井県でもそういう方向で検討してもらえないかというような要望が出されたところでありますので、できうればですね、県の制度創設等がなされることがありがたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、十分これは検討させていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 財政も考えながらということで、是非、前向きに検討していただきたいと思えます。おっしゃるとおり、私は、県はもちろんでございますが、全国的に見ても、3歳までというよりは、小学校就学前ぐらいまでは全国ほとんどの自治体でやっているのではないかなと。ところが国はこれに対して一向に前向きな対応をしないということが非常に大きな問題だと思えます。

今回は小学校卒業までと言っておりますが、義務教育の間は根本的には医療費は要らないというふうに将来的にはすべきであると思えますし、その点について国や県がもっと積極的に考えていただく必要があるなと思っております。

そういう点では、是非、市長の方からも、私どもも積極的に国や県に対しても訴えをしていきたいなと思っております。

それから、放課後児童クラブについてでございますが、現実はですね、児童館や公民館を使ってやられている。本荘は本荘小学校を利用してやっておられるということでございますが、できれば私は、各学校はかなり空き教室があるのではないかなと。公民館は、本来は地域の生涯学習の場でございますので、これを児童クラブで使うというのは公民館の使用目的からもずれるのではないかなと思えますし、公

民館活動に差し支えが出てくるところもあるのではないか。

そういう点では、できれば各児童クラブは学校を使ってやるという方向で検討いただきたいというふうに思うわけですが、この点について、教育委員会としてはどのようなお考えかを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) 山川議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

子供の放課後対策の実施場所といたしましては、学校の余裕教室あるいは公民館などが挙げられておりますが、小学校の空き教室の状況でございますが、各学校での有効活用が図られていること、そして、仮にですね、使用のない教室がありまして非常に利便性の悪い場所であるのが事実であります。そういったことで、児童クラブの実施場所といたしましてはいささか問題があるのではないかなというふうに思われます。

このことから、当面、芦原地区におきましては、もう既に本荘のクラブの方で幼稚園を利用いたしておりますけども、幼稚園施設の利用を検討いたしていきたいというふうに考えております。また、金津地区におきましては、現状の公民館等の利用の中で、幼稚園施設の確保に伴います幼保一元化の問題もあるわけございまして、これにも取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今の答弁でございますけど、国もですね、小学校6年生までを対象にした放課後児童応援事業として補助をするというふうになっているということでございますが、教育委員会としては、そういう点は余り積極的には考えておられないのでしょうか。再度伺いたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) ただいまのご質問にお答えいたしたいと思えます。

放課後の子供対策につきましては、定期的に福祉部門が行っております放課後児童クラブとの調整につきましては議論を重ねているところでございますけども、今一番問題といたしておりますのは、施設の問題でございます。

文部科学省が提唱いたしております児童クラブのプランにつきましては、小学校の1年生から6年生までが対象となるわけございまして、福祉部門が行います放課後児童クラブとの重複ということになっているわけございまして、これにつきましては、今ほど申し上げましたように、施設の確保ということに重点を置きまして、今後とも十分検討して参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先ほどの答弁で一部訂正をさせていただきたいと思います。

幼児のインフルエンザ予防接種事業を今年度から無料化したと申し上げたと思いますが、補助を始めたということでございます。医療費は無料にしておりますけども、インフルエンザの方は補助でありますので、訂正をさせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 放課後児童クラブは、先ほど言いましたように、国も学校を使ってやるということで積極的に政策を打ち出しているということでございます。親から見てもですね、学校でしていただけるというのは非常に安心できるのではないかなと。いろいろ施設の問題とか、指導員の問題とか、課題はあるかと思いますが、是非、そこらあたりは前向きにですね、学校でやるという方向でこれから検討していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、現在、北潟、新郷地区ではやられていないんですが、この点については今後の実施予定というか、そういうものはどうなっているんでしょうか。伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、山岸利紀君。

市民福祉部長(山岸利紀君) 山川議員の再度のお尋ねの新郷地区での放課後児童クラブの今後の考え方でございますが、先ほど市長の答弁の中でもございましたように、これから新しい地区での対応というのを、関係課も含めまして、いろいろ協議をして参りたい。ただ、今後、実施する方向の中でいろいろ検討させていただきたいということでございますので、現段階におきましてはそういうところでとどまっておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 新郷と北潟と言いましたが、吉崎もありません。ないと思います。地元の要望がどの程度あるのかないのかも、私もよくつかんでおりませんけれども、是非、前向きに、まだできていないところでは実施するという方向で検討をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、三つ目の問題に移りたいと思います。

農業の問題でございます。

ご承知のことと思いますが、現在日本の農業は危機的な状況でございます。生産コストを下げるために、農地の集積や生産を担う農業法人の組織化等が進められておりますが、先は見えておりません。担い手の高齢化と後継者不足、下落する一方の米価、慢性的赤字経営等々が農業離れを促進し、耕作放棄地の増加を招いており

ます。

根本原因は、国内に必要な食料をほぼ自給できるだけの農地があるにもかかわらず、農業を自動車や家電製品など工業製品輸出の犠牲にして、農産物を海外からどんどん輸入しているところにあると思います。

特に米については、国内で余っているからと、農家に3割を超える減反を押しつけていながら、一方で、毎年77万トンもの米を輸入しております。これほど農家をばかにした政策はないというふうに思います。これはまさに国を滅ぼす政策であると言わなければならないと思います。

この結果、いまや日本の食料自給率はわずか39%。ここにメスを入れなければ、日本農業の再生はあり得ないというふうに思っております。

このような政策の結果、耕作放棄地が増えていますが、政府はそのことを逆手にとって、農地の効率的な利用を図るとして、今国会に農地法改正を提出しております。既に衆議院は、自民党、公明党、民主党の賛成によって通過したということでございますが、この農地法の改正は、戦後ずっと続いてきた、農地は耕作する農民が所有するという原則を崩して、大企業による農地取得に道を開こうとするものだというふうに考えます。大企業が農業に参入すれば、農村集落は崩壊し、環境破壊が進む恐れもあります。何よりも、安全な食料の生産、供給が危うくなります。

農産物の輸入を縮小し、当面、食料自給率を50%以上にすること。特に米については、輸入を完全にストップして、減反を縮小し、さらに米1俵1万8,000円以上の価格保障をすること、中山間地に対する支援を拡充すること、農業と農村集落を破壊する農地法改正を止めること、そして、若者が展望を持って農業に取り組めるようにする。ここにしか日本農業の再生の道はないと考えております。

市長には、是非、あわらの基幹産業でもある農業再生の先頭に立っていただいて、政府に対して、言うべきことはしっかりとっていただきたいというふうに思っておりますが、これらについて市長の見解を伺いたいと思います。

また、現状の中で何とか農業を維持していくためには、農地の集積や土地改良、用水の確保、イノシシなど有害鳥獣対策を強化することなどが必要と考えますが、今の農家にはもうその体力はほとんどありません。これらの事業については今まで以上の助成が必要と考えますが、この点についても市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 経済産業部長、坪田清孝君。

経済産業部長(坪田清孝君) 山川議員のご質問にお答えをいたします。

現在、国会で審議されている農地法の改正についてであります。今回の改正では、耕作放棄地を解消し、食料自給率を向上させることを目的に、賃貸借による農地流動化を促進し、農地の借り上げを企業にも開放しようとするものであります。これはですね、企業と農家の協力、提携を容易にし、企業が得意とする資本力、それから、販売力、技術力の導入を狙ったものであると解しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、このことは、地域を支えてきた農地が地域から切り離されるという側面を持っており、「農地を守る」という農地所有者の意識が薄れるといった危険性もあわせ持っているのではないかと、私としても感じているところであります。

ところで、あわら市における耕作放棄地の現状であります。南部及び東部の水田につきましては、法人化を核とする集落営農の進展により、懸念を抱く状況にはないかと考えております。

しかしながら、丘陵地を含む北部地域では、水田約6ヘクタールが、また、畑では、坂井北部丘陵地の約1割に当たる64ヘクタールが耕作放棄地であり、管理耕作を含む遊休農地を加えると、約3割、200ヘクタールに達する状況にあります。これは、畑作農家における高齢化の進展や後継者不足による労働力の低下が大きな要因となっており、本市における大きな行政課題となっております。

このことから、本年4月、市と関係機関が連携し、丘陵地を中心とした北部地域を対象に「あわら市農業サポートセンター」を立ち上げ、農家の手助けをする「援農クラブ」の創設などによる支援体制づくりを進めるとともに、地域農業を支える企業的経営体の育成にも努めているところであります。

また、耕作放棄地の解消に向け、今回の補正予算にも関連予算を計上しておりますが、いかに耕作放棄地を再生いたしましても、そこに農業を営む後継者を確保しないことには、画餅に帰すことは明らかであり、労働力の育成、確保が何よりも重要であると考えております。

なお、今回の農地法改正により、企業の農業参入が法制化されるのであれば、一定の条件づけは不可欠であるとの認識に立ち、その上で、地域農業者との契約栽培や加工施設の誘致による雇用の創出など、農業者との連携や地域の利益が見通せるものであるならば、積極的に検討すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、農産物貿易のあり方やミニマムアクセス米の取り扱いにつきましては、現在、WTOにおける農業交渉において議論が続けられている事項であります。我が国にとりましては、予断を許さない状況にあるとの認識を持っております。

また、減反の縮小と米価保障につきましては、農林水産省において減反パターンに応じた米価試算がなされ、既に公表されているところであります。農林水産省では、今後の減反政策のあり方について、全国各地の意見を聞きたいとのことであり、

なお、これまでの減反政策につきましては、地方によって取り組みに格差があり、不公平感や米価の下落傾向に歯止めがかからないといったことに対し、農家のいら立ちが募っているのではないかと推察しております。

市といたしましては、関係機関や農業生産団体が一致団結し、福井県としての考えを反映できるよう、強く国へ働きかけることが重要であると考えております。

最後に、農地の集積や土地改良、また、用水確保や鳥獣害対策の強化とそれに伴

う助成の増額についてのご質問ですが、農地の集積については、当市では既に品目横断的経営安定対策への取り組みとあわせ、集落営農の法人化を進めてきたことにより、一定の成果があったものと考えております。

また、土地改良や用水確保につきましては、国営九頭竜川下流農業水利事業によって用水不足を解消する計画となっており、鳥獣害対策に関しましては、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策の活用、さらには、昨年度からは鳥獣害防止総合対策事業による固定柵の導入が進められております。

いずれにいたしましても、中山間地域に対しましては、可能な限りの助成制度や事業を活用いたしております。関係集落におかれては、これら事業の活用とあわせ、地域住民が一体となった取り組みをしていただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今回の農地法改正案の中には、賃貸借期間を今までの20年から50年にするという事も含まれておりますし、標準小作料を撤廃するというような事も含まれております。国会で衆議院も通ったということで、これにストップをかけるのはかなり難しいかなとは思っておりますけれども、現実はこの法律が動き出し、一たん賃貸借をいたしますと、今の20年でもあれですが、50年も貸した農地を50年後に返すと言われても、それはもう農地としては利用がほとんどできないということになって、本当に農村が崩壊する可能性が非常に強いなというふうに思っております。標準小作料が撤廃されますと、これまた資本力のあるところにどんどん優良な農地は集積されていくというようなことにもなると。

いずれにしても、ずっと小規模で、家族経営で支えてきた日本の農村のあり方が根本から崩れていく可能性があるなというふうに思っております。そういう点では、これが成立してもですね、そこらあたりについては十分留意して、具体的な施策を進めていただきたいなというふうに思っております。

あわら市が、農業対策については非常に力を入れてやっていただいているということは、私もよく理解をしているつもりでございますが、私の住んでおります劔岳地区です。用水問題をどうするかということで議論をしておりますが、九頭竜川の水を引きますと、大体20年間にわたって、ランニングコストなども入れると、反当たり2万円ぐらい、償還も含めて負担しなければならなくなるのではないかと。結局、なかなか議論が煮詰まりません。今、集まって議論しているのが、ほとんど60代、70代の者で、20年先には誰もいないのではないかと。20年間本当にそれだけの負担ができるのかについて全く見通しが立たないというのが現実でございます。

そういう点では、是非、これらについては今まで以上のですね、支援をしていただかなければ、とてもこれを実行するのはできないのではないかなというふうに思っております。

それから、イノシシ対策もですね、非常に金がかかると。今年もまた電気柵を設置いたしましたが、今までの電気柵ではだんだん慣れてきて、効果が薄くなってきていると。何としても固定柵にする必要があるというふうに言われておりますが、これもまた非常に金がかかると。このあたりについて、市だけではなかなか難しい面もあるかと思いますが、何とか今まで以上の支援をしていただかなければ実現は難しいのではないかと思います、このあたりについての考え方をお聞かせいただければというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 経済産業部長、坪田清孝君。

経済産業部長（坪田清孝君） 質問には前段の部分もございましたので、その部分も加えてご説明を申し上げたいなと思っております。

まず、今回の農地法の改正によりまして、一つは企業への窓口を広げるというのが大きな趣旨でございますが、その中で特に標準小作料の廃止等もやはり含まれてございます。これは私どもといたしましても、非常に懸念するところでございました。小作料が決まってないと、なかなか賃貸借で農地を貸すこと自体に問題があるだろうという具合にも考えております。これは全国農業会議所等を通じて、私どもも強く国の方へ訴えていきたいと考えてございます。

もう一つは、参入してくる企業でございますが、今の新インフルエンザ同様ですね、虚偽の申請で入ってこられる企業があると非常に農地が荒れる可能性がございます。やはり水際で止めるというようなことについてもですね、あわら市の農業委員会を通じて頑張っていきたい、審査していききたいという具合に考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、2点目の特に農業用水の問題でございます。基本的に、今、九頭竜川の国営の事業を実施いたしましても、その後続く県営の事業。これについてはどうしても地元負担が伴うこととなってございます。あくまでも受益者負担の原則によるものでございますが、できるだけ国の事業の施工延長を末端のところまで持ってくるよう、私どもも要請、要望はしていく予定でございます。

あと、県営の分につきましては、国が行っております国の負担金の無利子化、今は3年の法律でございますが、これを延長してもらえよう働きかけも、やはり、今の農業情勢を考えると、やっていく必要があるのかなという具合に考えております。

それと、鳥獣害対策の件でございますが、これも昨年からやってございます鳥獣害防止総合対策事業による、特に特措法に基づいた事業によりまして、今まで42キロの電気柵を固定柵に徐々に、計画的に切替えているところでございます。この事業も特措法で作られてはございます。3年間の期限というものがございますが、できたらこれにかわるものが、国の事業がなくなれば県の方でまたこういう事業を実施していただくよう、市の方からも要請していききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 是非、積極的に、前向きで検討していただいて、何とか今の農村集落が維持されて、農業で食べれるような農家になるように、是非、支援を強化をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

散会の宣言

議長(東川継央君) 以上で一般質問を終結します。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日から24日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、5月25日、再開をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後3時12分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成21年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第 3 8 回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成 2 1 年 5 月 2 5 日 (月)

午後 1 時開議

1 . 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度あわら市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 議案第 6 9 号 あわら市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7 0 号 あわら市総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7 1 号 あわら市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 2 号 あわら市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 3 号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第 8 請願第 1 号 核兵器廃絶を実現するための請願
- 日程第 9 継続審査中の調査事件について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 発議第 1 号 あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 7 6 号 平成 2 1 年度あわら市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 3 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度あわら市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 7 8 号 平成 2 1 年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)

1 . 閉議の宣告

1 . 議長閉会あいさつ

1 . 市長閉会あいさつ

1 . 閉会の宣告

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	圓道信雄
財政部長	田中利幸	市民福祉部長	山岸利紀
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	長谷川忠典
教育部長	藤崎恒美	会計管理者	佐孝博司
土木部理事	佐々木賢	市民福祉部理事	辻邦雄
市民福祉部理事	摩垣浄心	芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文

事務局職員出席者

事務局長	柴田昇	事務局長補佐	山口徹
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午後1時）

会議録署名議員の指名

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、大下重一君、4番、山川知一郎君の両名を指名します。

議案第68号から議案第73号、請願第1号の委員長報告

・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第2から日程第8までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（東川継央君） まず、総務常任委員長より報告願います。

総務常任委員長、北島 登君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君。

6番（北島 登君） 総務常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る5月19日に、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第68号、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第1号）の当委員会所管分をはじめとする議案3件及び請願第1号、核兵器廃絶を実現するための請願書について慎重に審査いたしました。

議案3件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願については、願意妥当と認め、挙手採決の結果、挙手多数で委員会としては採択すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第68号、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、所管課ごとに申し上げます。

総務課所管では、委員から、消防庁舎建設費はどの程度になるかとの問いがあり、理事者から、建設費は現在確定していないが、その金額を負担金としてあわら市が支出する。その財源は合併特例債を充当するというものであります。

政策課所管では、委員から、緊急雇用対策費のPRコンテンツ整備業務委託料について詳細な説明を求められ、理事者から、現在ケーブルテレビの番組を年間約150本自主制作しているが、本年はその1割程度の15本を土日のイベントを中心に業務委託することや、ホームページや広報誌の写真作成などを外部委託したいとの答弁がありました。

次に、議案外で論議された主なるものについて所管課ごとに申し上げます。

まず、監理課所管では、委員から、一般競争入札は最低制限価格を設けるのか、設けるのであればどのように決めておられるのかとの問いには、理事者から、最低制限価格を設けており、その決定は市の契約事務規則により、予定価格の10分の8から3分の2の間で、市長自らその額を決定しているとのことでありました。

また、電子入札になった場合はどうかとの問いには、現在、市独自の基準を作成中であり、その中で最低制限価格の設定も検討しているとのことでありました。

また、ここ一、二年は、学校耐震工事や国の緊急経済対策などで近年になく工事などの発注が多くなると思われるが、できるだけ地元業者が受注できるようにしてほしいとの要望あり、理事者からは、入札検討委員会でも分離発注の検討や、共同企業体の子会社の出資率を上げるなど、地元業者育成についても考えているとのことでありました。

次に、収納推進課では、効率的な滞納整理の推進ということで、福井県滞納整理機構のモデルケースとして、昨年10月1日に福井県とあわら市が共同徴収チームを設置し、市が抱える滞納案件のうち処理が困難なものなど63件、5,469万円をチームに引き継ぎ、差し押さえなどを含む滞納整理を行ってきた結果、半年間で1,330万円を徴収し、また未収のものについても、分割納付の確約をとるなどの成果を上げているとのことでありました。

また、委員から、納税組合の廃止について、納税組合があった方が納付率はよいのではとの問いには、理事者から、平成20年度末で納税組合を廃止したが、納税組合を通じた納付は一定の収納率が守られてきたと思うが、納税組合を通じての納付書の発送は個人情報との関係もあり、組合を廃止し、個人あてに直接納付書を送付した。今後は、収納率の向上のためにも、口座振替の推進を進めていきたい。また、平成23年度からコンビニでの収納を実施したいが、それまでの間は、市民課の窓口延長とあわせ、納税窓口の延長を実施して対応したいとのことでありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査結果と審査経過の概要を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、産業建設常任委員長より報告願います。

産業建設常任委員長、坪田正武君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 産業建設常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る5月20日に、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当

委員会に付託されました議案第68号、平成21年度あわら市一般会計補正予算(第1号)所管事項をはじめ2議案について慎重に審査をいたしました。

審査の結果、議案2件につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第68号、平成21年度あわら市一般会計補正予算(第1号)の所管事項について、所管課ごとに申し上げます。

最初に、農林水産課所管の「意欲ある女性・熟年農業者ビジネス育成支援事業補助金」についてであります。委員からは、現在のあわら野菜加工グループが選果場の一部を使用しているが、稼働時期が10月の柿の選果時期と重なる、どこを利用する予定かとの問いがありました。これに対して、理事者からは、これからは選果場を利用する場合は保健所の許可が必要となることもあり、芦原温泉の空き店舗を候補地として考えているとの答弁がありました。

また、実施期間が平成21年度から平成23年度となっており、補助金は500万円となっているが、毎年補助していくのかとの問いに、理事者からは、事業年度は1年度限りで、単年度で500万円を活用し、施設の整備や研修費等の経費に利用することになる、今後とも意欲あるグループがあれば積極的に県へ要望していきたいとの答弁でありました。

次に、「耕作放棄地再生利用緊急対策事業補助金」についてであります。委員からは、耕作放棄地の再生は丘陵地の畑だけでなく水田においても実施するのか、平場の水田にも声をかけないと放棄地が広がり、水田の荒廃ぶりは今後ますますひどくなる、行政とJAが協力して対応してほしいという意見がありました。これに対して、理事者からは、両方含まれるが、実施期間は平成21年度から平成23年度までということであり、丘陵地の方が取り組みやすい、水田で希望があれば対応したいが、対象区域は農振農用区域となっている、本年4月から農業サポートセンターを本格的に稼働しており、それらを踏まえ、農家の意見を聞きながら対応していきたいとの答弁がありました。

また、これに関連して、委員からは、この事業の対象となる耕作放棄地の具体的な場所や耕作者はどうなっているかという問いがあり、理事者からは、市外から転入した農業者が山十楽地係において約70アールの耕作放棄地を解消し、ハウス栽培を計画している。さらに、経営が厳しい業種において、従業員の雇用対策として農地を活用したいとの意見も寄せられているとの答弁であります。

また、委員からは、地域外の人にあっせんするよりも、本来ならば地元の人に農地を管理してもらい、地元の人が意欲を持てるように市の農業委員会が考えていくべきではないかとの問いがありました。これに対して、理事者からは、現在国会で審議されている農地法の改正では、農地の所有と使用を分離し、一般企業にも門戸を開くとされているが、地元の人にはなるべくよい農地を斡旋したい、農地の再生を図らなければならないところは農業委員会が交通整理を行いながら、地元の農家

を優先的に育成していきたいとの答弁でありました。

また、委員からは、耕作放棄地を市が費用をかけて取り組むことになっているが、荒地にした責任は地主がとるべきではないかとの意見があり、理事者からは、今回の事業では地代を得る地主が一定の負担をすることになっており、解消事業に畑作育成とのバランスをとっているとの答弁がありました。

また、この事業の負担割合は、国が50%、市が25%、農用地所有者が25%となっているが、県の補助金はないかとの問いがあり、理事者からは、県は国と市町村との間で基金の造成・管理を行い、市町村の事務が円滑に行われるよう指導・助言する役割であるとの答弁でありました。

次に、観光商工課所管では、緊急雇用促進事業で55人の就業予定者を見込んでいるが、これは短期的なものであり、継続した雇用にはつながらないのではないかと問いがあり、理事者からは、この事業は6カ月未満の臨時的な雇用を目的とした新規雇用の創出を図っていくものであるとの答弁でありました。

また、この事業の中にある北潟湖畔花菖蒲園駐車場等管理業務についてであります。委員からは、駐車場の整理業務を直接業者に委託した方がよいのではないかと問いがあり、これに対し、理事者からは、道路での交通整理は警備会社に委託するが、駐車場内での交通整理はシルバー人材センターへ委託したいと考えており、シルバー人材センターはこの事業に要件に該当しているとの答弁でありました。

なお、委員からは、これらの事業は緊急な事業であり、職員にとっても大変な事務量となるが、なるべく地元に戻元できるように、積極的にこれらの事業に取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、議案第73号、字の区域及び名称の変更についてであります。これについては、特段、質疑がありませんでした。

最後に、議案外で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、今年のゴールデンウィークの中のあわら市の観光客数の状況について問いがあり、理事者からは、芦原温泉宿泊者は、平成20年度で1日1,800人に対し、平成21年度は1,700人の5%減、セントピアあわらは、同じく1日770人に対して850人で10.5%の増、北潟湖畔公園は横ばい、金津創作の森は、同じく460人に対し670人で45.7%の増、きららの丘は、入り込み客で前年比144%、売り上げでは146%との答弁がありました。

また、産業団地整備事業特別会計で歳入不足、約2億6,700万円となっており、繰り上げ充用が必要であるとのことと、一時借り入れの設定が必要であるため、最終日に追加で補正予算を提出したいとの理事者の説明に対して、委員からは、歳入不足の原因は何か、歳入の見込みがないものに対して一時借り入れを行うことはいかがなものかと問いがあり、理事者からは、未売却の土地があるために歳入不足になっているものであり、平成21年度内に売り払いができるように努力したいとの答弁でありました。

また、産業団地に関連して、委員からは、工業団地はすばらしいが道路状況が悪

い、是非国道8号線バイパスの進捗状況等を見ながら石塚橋の整備も行うべきであるとの意見があり、理事者からは、財政計画を見ながら努力したいとの答弁がありました。

また、委員からは、北潟湖の水質に関連して、経済対策で土地改良の予算もあると聞いているが、農業用水の水源確保について市も努力してほしいとの要望がありました。

最後に、芦原温泉上水道財産区関係でございますが、委員からは、財産区と水道と下水道料金の納付書が統一される件に伴い、下水道料金が納められなかった場合の対応はどうか、また、下水道料金と統一されると水道料金の滞納も増えるのではないかととの問いがあり、理事者からは、統一以前の滞納については財産区と上下水道課がそれぞれ対応することになり、納付書の統一後の料金については、入金があった場合は折半することになる、また滞納になれば水道停止を実施するとの回答がありました。

また、委員からは、芦原温泉上水道財産区の給水状況が毎年減っているが、新規に芦原温泉で営業を行う旅館が2件増えたため、給水量が増えていると思ったが、減っているのはなぜかととの問いには、これに対して、理事者からは、1件の旅館は使用量が多いが、芦原温泉全体では給水量が落ち込んでいる、それだけ芦原温泉街全体の状況が悪いと言えるのではないかととの答弁がありました。

また、理事者からは、財産区のペットボトル飲料水販売について、現在ネーミングの選定中であり、今月中に決定をしたい、また、当初6,000本を発注し、7月末には販売を行い、あわせて芦原温泉のアピールも行っていきたいとの報告がありました。

最後になりますが、全国植樹祭開催に伴い、芦原温泉への宿泊者も増えると思うが、多目的広場の雑草やロープの劣化など見苦しいところがある、しっかりとした管理を行ってほしいとの意見がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、教育厚生常任委員長より報告願います。

教育厚生常任委員長、宮崎 修君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る5月18日の本会議におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました案件を審査するため、5月21日に委員会を開催いたしました。その結果について申し上げます。

付託されました案件は、議案3件であります。審査の結果、いずれも原案どおり全員一致で可決されました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

議案第68号、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について、所管課ごとに申し上げます。

市民生活課所管では、路線バスの芦原温泉線廃止に伴う清滝、後山、東山区へのコミュニティバス運行について、委員からは、3地区の利用者は金津中学校へ通う生徒の利用が多く、生徒のために別途バス等を運行することはできないのか、また、契約金額に変更はないのかとの問いがあり、理事者からは、路線バスとの問題もあり難しいが、朝の通学時間帯に特別便を運行することも検討している。乗車時間は長くなるが、朝の出発時刻を若干遅くすることができる。中学に近い停留所で降車でき、徒歩の距離が短くなるなど利便性は向上される。契約金額については、距離が増えるため増額になるとの答弁がありました。

また、委員からは、不法投棄回収業務について、市が廃棄物を回収し処分するだけでなく、モラルの向上にも努めてほしいとの要望があり、理事者からは、山林付近に不法投棄が多いため、森林組合と連携し、間伐材を利用した大きな看板を作成し、設置したいとの答弁がありました。

福祉課所管では、委員からは、幼稚園送迎バスの運行事業は、利用者も減少しており、契約金も多額であるが、経費削減に向け、市の方針を早急に検討してほしいとの強い要望がありました。

また、委員からは、これまで、芦原庁舎の利活用問題に集中して論議されてきたが、今後は、安全で使いやすい統合幼稚園となるために議論したい。また、保護者からもすばらしい幼稚園であると言われる施設にしてほしいとの要望がありました。

健康長寿課所管では、委員からは、4月1日から民営化された雲雀ヶ丘寮の運営について、すべてのユニットを稼働しているのか、また、満床にする努力はしているのかとの問いがあり、理事者からは、現在、4ユニットあるうち3ユニットで運営している。新採用の職員が訓練中であり、訓練が終了した後にすべてのユニットを稼働したい。寮長とともに満床にする努力をし、その方策についても検討したいとの答弁がありました。

議案外では、委員からは、金津中学校のグラウンドの水はけが悪く、改善してほしいとの要望があり、理事者からは、グラウンド周囲の側溝改修やそれにつながる周辺道路の側溝整備が必要であり、簡単には整備できないが、今後も管理・点検を行いながら解決策を模索していきたいとの答弁がございました。

また、委員からは、これまでも何度も教育委員会には要望しているが、抜本的な改善を望む意見や、グラウンド周辺の側溝清掃及び暗渠清掃など、日ごろから維持管理を徹底してほしいなどの強い要望がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（東川継央君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） これから、日程第2から日程第8までの討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 議案第68号、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第68号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

従って、議案第68号、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第1号）は、各委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第69号、あわら市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第69号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

従って、議案第69号、あわら市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第70号、あわら市総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第70号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

従って、議案第70号、あわら市総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第71号、あわら市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第71号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

従って、議案第71号、あわら市環境基本条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第72号、あわら市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第72号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

従って、議案第72号、あわら市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第73号、字の区域及び名称の変更について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第73号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

従って、議案第73号、字の区域及び名称の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 請願第1号、核兵器廃絶を実現するための請願について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） まず、原案に反対者はおりませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） それでは、原案に賛成者の発言を許します。

4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） ただいまの請願につきまして、賛成の討論をしたいと思えます。

ご承知のように、1945年8月6日午前8時15分、人類史上初の原子爆弾がアメリカによって広島に投下され、一瞬にして36万人が被爆し、うち14万人がこの年、年末までに死亡いたしました。続いて8月9日午前11時2分、2発目の原子爆弾が長崎に投下され、28万人が被爆し、年末までに7万人が死亡いたしました。

64年後の今日、生き長らえた被爆者、約20万人のほとんどは癌などに侵され、死への恐怖と生活苦にあえいでいます。福井県内でも被爆者手帳所有者は100名を超えております。

核兵器による放射能被曝の影響は、64年たった今でも消えることはありません。被爆した本人だけでなく、子や孫にもその影響は及んでおります。核兵器は人類の生存を脅かす悪魔の兵器であり、人類の生存と共存できるものではありません。

しかし、世界の現実には、アメリカ、ロシアなどが2万7,000発余りもの核兵器を保有しているのに加えて、北朝鮮なども核兵器開発を進めるなど、核兵器使用の危険は増しております。

北朝鮮が核兵器開発を外交交渉のてこにすることは、アジアの平和を脅かすものであり、断じて認められるものではありません。同時に日本が北朝鮮に対抗して「核武装すべき」などという主張が出ていますが、いたずらにアジアの緊張を高めるだけであり、あくまで話し合いで平和的な解決を目指すべきです。

日本では、半世紀以上にわたって、「二度と再び、広島・長崎を繰り返すな」を合言葉に、被爆者を中心にして、原水爆禁止の運動が粘り強く続けられてきており、今や世界を動かす大きな平和運動に発展しております。

このようなとき、アメリカのオバマ大統領が「核兵器を使った唯一の国として、米国には行動する道義的責任がある」として、世界に向けて核兵器の全面禁止・廃絶を呼びかけたことは歓迎すべきものであります。

来年、2010年に開かれる核不拡散条約再検討会議で、核兵器廃絶の明確な合意がなされなければなりません。そのために、唯一の被爆国日本での国民的運動の

前進が強く期待されております。

既に多くの自治体が「非核自治体宣言」をしており、県内でも9つの市のうち、7市で宣言を採択しております。合併前の芦原町、金津町は県内でも他に先駆けて宣言をしております。

一日も早く、地球上からすべての核兵器をなくすために、国任せではなく、地方自治体も声も上げるべき時です。請願を採択し、平和への決意を新たにして、非核自治体宣言をし、政府に対して「非核日本宣言」をするよう求めることに、議員各位のご理解とご賛同を心からお願いするものであります。

議長（東川継央君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長（東川継央君） これより、請願第1号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立少数です。

従って、請願第1号、核兵器廃絶を実現するための請願は、不採択とすることに決定しました。

継続審査中の調査事件について

議長（東川継央君） 日程第9、継続審査中の調査事件についてを議題とします。

これより、各特別委員会委員長より、委員会調査活動の報告を求めます。

議長（東川継央君） まず、まちづくり調査特別委員長より報告願います。

まちづくり調査特別委員長、穴田満雄君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） それでは、まちづくり調査特別委員会が結審するに当たりまして、簡単に皆さんに報告してみたいと。今、私、簡単という言葉を使いましたのは、特別委員会をすることに皆さんには全協等で報告しておりますし、また市民の皆さん方にも広報等でお知らせしておりますので、もう既に過去のものとなっております。ですから、簡単に報告をさせていただきます。

平成17年から始まりまして、平成21年まで、4年間の間に計10回の委員会を開催しております。その間の協議事項といたしますと、大体似通ったような内容でございました。ですから、その中から特別に、これだけは再度、皆さんが思い起こしていただきたいなど、そういう項目だけを皆さんに報告します。

まず一つ目ですけれども、北陸新幹線関係。これは皆さんも十分に興味を持っておりますけれども、この北陸新幹線の整備関係につきましては、芦原温泉駅の整備ですね、これにはどれぐらい事業費がかかるんだと、こういうことでございます。

これは、理事者いわく、約75億円を見込んでおりますと。その中で、すべて一般財源じゃなしに、合併特例債を17億円流用するつもりでいると。ですけれども、合併特例債は平成25年の3月で終わりますから、その間にこの合併特例債を使用した事業を進めていくと。

それから、二つ目が、新幹線の建設に伴う地元の負担割合ですね。地元の負担割合、これも既に皆さんご存じかと思いますが、1.83%地元負担がかかってきます。ですけれども、この1.83%という負担率は、あくまでも新幹線そのものの事業に関することです。今、既に当あわら市におきましても、芦原温泉駅周辺の整備をやっておりますが、これはまちづくり交付金等を使ってやっておりますので、この1.83%の負担割合の中には入っておりません。

それから、北陸新幹線、当あわら市においても、なかなか温度差があるということも我々特別委員会は十分に承知しております。そんな中で、一日も早い新幹線の整備をお願いしたいということで、平成19年11月1日と2日に、中央に要請をかけております。その行った先、要請をした先といえますと、福井県出の国会議員の先生方6名、それから整備新幹線建設促進議員連盟というやつがありますけれども、この会長をしておられます、隣の石川県から出ております森喜朗元総理大臣、それから与党整備新幹線建設プロジェクトチーム、これの座長が津島先生がしておられます。それから、行政法人であります鉄道建設・運輸施設整備支援機構、ここへも要請をかけております。ですが、悲しいかな、いまだにこの整備新幹線、金沢までの開業は平成26年と決まっておりますけれども、福井開業あるいは敦賀開業がいつになるか、いまだにまだ暗やみの中にいるんじゃないかと、こういうふうにも感じ取っております。

それから、次に、市民コミュニティ活性化事業ですが、これはちょっと耳新しい言葉じゃないかと思えますけれども、といいますのは、我々、まちづくり特別調査委員会としましても、理事者と、あるいは我々議員等の間だけでやね、いろいろ話し合いするのも、井の中の蛙のような、そういう感じを受けるということで、民間の中でも一生懸命まちづくりに尽くしてくれている、努力してくれていると、そういう人たちと話し合いの場を持ちたいということで、今言いました「awarart(あわらーと)の会」、代表者3名、この方々と協議を持っております。彼らから、あわら市のまちづくりをいかにしたらいいんだということで、彼らは彼らなりに、全国のそういう、市民共々がまちづくりに一生懸命になっている、そういう自治体へ視察に行ってくれたと、そういう報告を受けております。

それから、もう一つですが、これも皆さん既にご存じのように、あわら湯けむり創生塾ですね、これの代表的なものが、今現在、有楽荘の跡地でやっております湯けむり横丁、屋台村ですね、屋台村をやっております。何か聞くとこころによりますと、年々お客さんが増えてきてくれていて、売り上げも上がってきていると。将来的には、この卵がひよこになりまして、旧芦原町なり、あるいは旧金津町でも結構です、あわら市の中に新たな店を設けていただく、設置していただくと。そうすれ

ばあわら市の活性化にも繋がっていくんじゃないかと、このように思っております。

それから、最後になります。これは一番新しい話なんですけれども、あわら市商工会がプレミアム商品券の発行を行っております。

これは、もう既に皆さんご存じのように、政府が約2兆円の資金を投入しまして、定額給付金、1人頭1万2,000円、その中で2万円もらった人もかなりいると思います。65歳以上の高齢者、あるいは小学校の方々やね、18歳までですか、持っている子供たちには8,000円のプラスアルファをつけて定額給付金2万円を出しております。

これに対して、当あわら市は20%のプレミアムをつけたと。これはいろいろな問題を醸し出しましたけれども、市長をはじめ理事者として、近隣市町と差をつけると。差をつけることによって、当あわら市における売り上げを促進したいと、こういうことで20%のプレミアムをつけましたと。聞くところによりますと、あわら市におきましても、売り出しの初日あるいは2日目は午前中で完売してしまったと、こういう盛況があると、このようにも聞いております。これがこれからさらに続いてほしいなと思いますけれども、いかんせん、いろいろなアクションを起こすことによって、市民の皆さんもそれなりに協力をしてくれる、あるいはついてきてくれるんじゃないかと、このように思っております。

最後になりますけれども、このまちづくりという委員会ほど私は難しいものはないんじゃないかと、このように考えております。といいますのは、余りにも範囲が広過ぎると。ですから、2年ちょっとかけて中学校の整備問題もようやく決着つけましたけれども、これも一つのまちづくりの中に入ってくると、私はそのように理解しております。ですから、今、我々の任期は余すところ1カ月ちょっとになりました。新しい議員さん方も、これからこういうまちづくりのために一生懸命取り組んでくれるんじゃないかと思っておりますけれども、またそれに期待して、私、特別委員会の報告とさせていただきます。

議長（東川継央君） 次に、環境対策調査特別委員長より報告願います。

環境対策調査特別委員長、海老田州夫君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 18番、海老田州夫君。

18番（海老田州夫君） 環境対策調査特別委員会の報告をさせていただきます。

平成17年10月27日より平成20年1月29日まで、9回の委員会を開催いたしております。また、県の係官の同席を得まして、現地視察を4回行っております。そのことを踏まえまして、審議した事項についてご報告をさせていただきます。

当あわら市には、ごみ処理施設及び関連施設が、現在操業休止施設を含め20カ所、土砂採集及び埋め立て、盛り土、堆積箇所が完了報告済みのものを含めまして26カ所ございます。また、四つのゴルフ場があるわけでございます。このため、農薬などの排水汚染を心配するところでございます。

業者名を申し上げますと、ごみ処理施設では、（株）吉勝重建、ユウキ商事、（有）

川建土木、(有)上村商店、福井クリーン・システム(株)、FKメタル、(株)ファーストクリーン、フクイ解体(株)などがございます。また、土砂採集施設では、光通商(株)、湖北建設(有)(株)堀川組、伊東建設(株)(株)芦原地所、杉田建設興業(株)、今田建材、丸近組、(有)友和興業、松原瓦店などがあるわけでございます。

今、申したように、あわら市には環境破壊につながる施設が非常に多いわけであり、当委員会としても、行政と一体となりまして、今ほど申し上げたとおり、現地視察を含め、委員会を開催し、年間を通じ監視を強めてきたところでございます。

あわら市は産廃業者が非常に入りやすいという地形でもあるので、行政が業者の申請段階で議会の議決、農地法あるいは都市計画法などの関係法令に合致しているかのチェックを厳密にし、市、地区、業者の3者公害防止協定が締結されているかチェックする必要があると考えます。環境破壊につながる施設については、住民意識を高め、市民運動を盛り上げることが大事であると思われま。

次に、委員会開催等による監視の結果、その成果として、横垣地籍のアグリ施設の撤退、二面地籍のクリエイトコーポレーションによるタイヤ焼却プラント事業の撤退、それに吉勝重建三国営業所の産廃施設に施設面積に相当する沈殿槽を設営させたこと、このことにより下流の集落にとっては安心できる事例だと考えております。

平成18年10月21日に、東山地区の中山ため池外来魚駆除を地元と一緒にやって作業を行ったことは、市民に対して大きな啓発になったものとする次第でございます。

以上で、環境対策調査特別委員会の報告とさせていただきます。

議長(東川継央君) 次に、中学校建設調査特別委員長より報告願います。

中学校建設調査特別委員長、石田則一君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 11番、石田則一君。

11番(石田則一君) 中学校建設調査特別委員会の結審報告を行います。

金津、芦原両中学校の整備方針は、金津中学校は改修、芦原中学校は大規模改修として、リニューアル工事案での整備方針であるとされておりますが、これまでの経緯についてご報告をさせていただきます。

当委員会は、平成18年8月4日に設置され、平成21年5月15日までに特別委員会を延べ19回開催し、視察研修を延べ6回実施しております。

設置当初は統合中学校に向け検討されていましたが、平成20年2月の第28回臨時議会で、芦原中学校は耐震診断の結果によっては一部改築を含む大規模改修、金津中学校は改修であることが決議され、その後、2校の整備方針に向けて検討して参りました。

平成20年7月には、加賀市立庄小学校、同年8月には内灘町立鶴ヶ丘小学校、

10月には小松市立中海中学校へ視察研修を実施しております。いずれも視察先で、仮設校舎を建築することなく、耐震工事費も福井県よりも比較的安く抑えられていると思われました。平成20年11月12日に開催されました委員会では、理事者から提案されたリノベーション工事案、リニューアル工事案、耐震補強工事のみの案について、各委員より意見を聞き、委員会で整備方針をリニューアル工事案と決定をいたしました。

特に、芦原中学校整備に関しましては、体育館はバスケットやバレーの公式試合には支障があるものの、通常の授業には差し支えがないと。芦原中学校耐震診断の結果よりも悪い小学校は、耐震補強工事のみで終わっており、公平、公正さが損なわれるとの意見が多数を占めました。

一方、リノベーション案を望む意見といたしましては、この際、体育館は改築し、武道館も併設してほしい、公式試合ができる体育館の広さ、高さが欲しいなどがありました。

また、基本設計委託料の基礎となる工事費の概算は、積算根拠がないことから、よいものをできるだけ安くするようにとの強い要望でありました。

中学校整備に関しましては、一日も早く生徒たちが安心して安全な学校生活が送れるよう進めていただきたい。これが委員一同の願いでもあり、理事者側に対して、議決された整備方針にのっとり、一日も早く整備を進められるよう強く望むものであります。

最後になりましたけども、特別委員会各位の大変なご協力に対して心から感謝申し上げますとともに、市長をはじめ理事者の方々にも当委員会を代表して感謝とお礼を申し上げ、中学校建設調査特別委員会の結審報告とさせていただきます。

議長（東川継央君） 次に、行財政改革調査特別委員長より報告願います。

行財政改革調査特別委員長、山川知一郎君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 行財政改革特別委員会の報告をいたします。

この委員会は、これまで3回開催をされております。平成17年度より本年度まで実施されております60項目以上にわたる「あわら市行政改革大綱実施計画」の進捗状況についてその都度説明を受け、質疑と意見交換を行って参りました。

その中で特に出された意見は、幼児保育、幼児教育のあり方について、また、学校給食、それからICカードの利用促進、高齢者慰問のあり方、ケーブルテレビでの議会放映のあり方、市税や公共料金の収納推進等についてでございます。

先ほど申しましたように、まだ、本年度が最終年でございます。途中経過でありますので、特別結論的なものはまだ出されておられません。

この中で、特に強く出された意見は、行政改革大綱について、数値目標を明確にして取り組んでいただきたいということ、また、外部評価も導入して行政評価システムをきちんと確立をして、市長の公約に基づく政策がどの程度実行されているの

か、市民にわかるようにすべきであるとの意見が出されております。

この60項目の中で、特に市の職員の削減については、もう既に超過達成をしておりますが、行政改革は、ともすれば、とにかく人件費を削減するというところに重点が置かれがちでありますけれども、今年度までの5年間の検討・実践を踏まえて、本当に市民サービスをいかに向上させるか、そのために行政はどうあるべきかをさらに追求していただきたいというふうに思います。

以上で報告といたします。

議長（東川継央君） これから、各特別委員長の報告に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） お諮りします。

ただいま、各特別委員会委員長より委員会の調査活動について報告がなされました。

各特別委員会委員長の報告をもって特別委員会の結審とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の調査活動は、これをもって終了いたします。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。

（午後2時）

議案第75号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時16分）

議長（東川継央君） 日程第10、議案第75号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第75号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、本年5月1日の人事院勧告及び5月15日の福井県人事委員会勧告に準じ、6月に支給する一般職の職員の期末・勤勉手当並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、一般職の職員については期末手当0.15月、勤勉手当0.05月の合わせて0.2か月分を、また、市長、副市長及び教育長については期

末手当0.15か月分を暫定的に引き下げるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） これより質疑を行います。

議長（東川継央君） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第75号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） ただいまの議案につきまして、反対の討論をさせていただきたいと思えます。

今回の提案は、人事院勧告に基づいて行われるということでございます。あわら市においては総額約2,000万円、1人平均8万から9万減らされるということでございます。民間の給与水準が下がっている折、公務員も下げよというのはもっともらしく聞こえます。しかし、昨年からの100年に1度と言われる不況にこの措置は追い打ちをかけるものではないでしょうか。景気対策としては全く逆行するものであるというふうに考えます。

先に行われました定額給付金とあわせ考えれば、全く整合性がなく、選挙目当ての行き当たりばったりの政策であると言わなければなりません。本当に今の深刻な景気を回復するためには、この人件費削減はやるべきではないと、そして、本当に少しでも消費を増やして景気回復に資するべきであるというふうに考えます。よって、この削減はしないということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（東川継央君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長（東川継央君） これより、議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

従って、議案第75号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

発議第1号の提案理由説明・質疑・討論・採決・

議長（東川継央君） 日程第11、発議第1号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

19番、見澤孝保君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） 議長の指名がありましたので、発議第1号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を申し上げます。

本案につきましては、本年5月1日の人事院勧告及び5月15日の福井県人事委員会勧告に準じ、6月に支給する議会の議員の期末手当について所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、議員の期末手当0.15カ月分を暫定的に引き下げるものであります。

所定の賛成者を得て提案をさせていただきますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

従って、発議第1号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第76号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(東川継央君) 日程第12、議案第76号、平成21年度あわら市一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

議長(東川継央君) 本案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第76号、平成21年度あわら市一般会計補正予算(第2号)の提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号の一般会計補正予算(第2号)につきましては、9,000万円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億6,174万2,000円とするものであります。

まず、歳出であります。中学校費の学校整備費で、金津、芦原両中学校の整備工事費をそれぞれ4,500万円、合計9,000万円減額するものであります。

内容といたしましては、当初予算において、両中学校の仮設校舎リース18カ月分を含む工事費2億900万円を計上しておりましたが、設計業務を進めていく中で、債務負担行為を設定した上で、平成22年度分も含めて一括で入札をした方がより適切であることが判明しましたので、今回、平成22年度分に係る額を歳出予算から減額し、同額を限度額とする債務負担行為を新たに設定するものであります。

次に、歳入であります。両中学校整備工事費の減に伴い、安全・安心な学校づくり交付金2,240万円、財政調整基金繰入金330万円及び中学校耐震改修事業債6,430万円を減額するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 本案に対する質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっております議案第76号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

従って、議案第76号、平成21年度あわら市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第77号から議案第78号の一括上程

・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第13、議案第77号、平成21年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第78号、平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）以上の議案2件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第77号、平成21年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第1号）及び議案第78号、平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号の老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、452万1,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,722万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成20年度の歳入不足額を補てんするための繰上充用金168万2,000円及び医療費の額の確定に伴う交付金等返還金283万9,000円を計上するものであります。

これに伴う歳入といたしまして、過年度分の医療費負担金452万1,000円を計上いたしております。

議案第78号の産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、2億7,009万3,000円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,459万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成20年度の歳入不足額を補てんするための繰上充用金2億6,729万3,000円及び一時借入金利子280万円を計上するものであります。

これに伴う歳入といたしまして、土地建物売却収入 2 億 7,009 万 3,000 円を計上いたしております。

以上、2 議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第 77 号、議案第 78 号の 2 議案につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論、採決に入ります。

議案第 77 号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第 77 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

従って、議案第 77 号、平成 21 年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第 78 号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第 78 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

従って、議案第 78 号、平成 21 年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（東川継央君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
これにて、会議を閉じます。

議長閉会挨拶

議長（東川継央君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、上程されました議案、また追加上程されました議案、いずれも妥当なるご決議をいただきありがとうございます。また、本定例会、私ども、任期の最後の定例会ということで、明月には選挙を控えております。そういった中で、5月議会ということで、大変、私どものそういった事情の中、窮屈なといえますか、そういった議会日程で、理事者側ご協力のもと本日を迎えられました。心より感謝を申し上げたいと存じます。

さて、この4年間、大変、大きな問題に終始をした任期でなかったかなと、このように思っております。しかしながら、いろいろな経緯の中で、ようやく学校問題についても結論が出され、いよいよ着工の運びとなってきております。そうした中で、今回任期切れということになるわけですけれども、これまで同様、議論は議論として、やはり組織ということで決定をした後は、当然のことながら議会も理事者も、そういった基本的答えの中で、前向きに、お互い建設的な議論をしていくと、こういったことではないかと、このように思っております。

そうした中、今回、今期をもってご勇退をされる議員もおられるやに聞いております。本当に多年にわたりあわら市市政発展、また議会に対し大変なるご尽力をいただきました。心より感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

また、改めて立候補される皆さん方におかれましても、公正な選挙戦を展開していただきまして、是非ともまたこの議場に、皆さん全員お戻りをいただきますよう、ご健闘をお祈りをいたしたいと存じます。

また、この間、私自身にとりましても、副議長、議長という大変な要職を皆様のご協力のもと務めさせていただきました。大変、皆さん方にはご不満等も多々あったかとわかっておりますけれども、何とか本日を迎えられました。本当に議員各位、理事者各位に心から感謝を申し上げたいと存じます。

いよいよ、もう間近に迫っておりますけれども、しかしながら、6月いっぱい、私どもの任期でございます。その間、いろいろな行事、また6月早々には臨時会も予定をされていると聞いております。そういった中で、選挙戦は選挙戦、それと同時に現職としての議員の活動、そのことも両立をしていただきたいと、このように思っているところでございます。

本当に、最後になりますけれども、皆様のご健勝、更なるご活躍をご期待いたしまして、一言御礼のご挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

市長閉会挨拶

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今ほどは、提案をいたしましたそれぞれの議案につきましてお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

本来でしたら6月に開かれる定例議会でありましたけれども、今年は市議会議員の選挙が予定をされているということで、5月に開かせていただきました。大変お忙しい中をご執務いただきまして、いろいろとご審議あるいはご意見等を頂戴いたしましたことを、心から御礼を申し上げたいと存じます。

なお、特に予算案の中で、芦原消防署の建設予定地の買収の議案、それと、あわら庁舎の利活用に関する議案につきまして、それぞれお認めをいただきました。理事者が今考えている計画に沿って事務を進めることにつきましてのご了解をいただいたものというふうに理解をいたしておりまして、大変ありがたく感謝をいたしているところでございます。

今後は、それぞれ、議会からいただきましたご意見、ご要望等、今後の事務の中で生かしながら、あるいはまた、現場の職員、さらには市民の皆様方のご意見等もいただきながら、今後の事務を進めて参りたいというふうに思っているところでございます。

なお、これはそれぞれの委員会の中で申し上げて参りましたが、ちょうど今、あわら市も合併して5年を経過いたしました。いわゆる合併特例債の期限があと5年足らなくなって参りました。また、現下の経済状況の中で、国からさまざまな財政対策が次々と打ち出されておりまして、これに対応するために、理事者としても大変、苦慮いたしております。その結果といたしまして、有利な事業につきましては、できるだけ、これを今のうちに取り組んでいくということが今後の財政運営上も有利であるというような判断をいたしております。そういう中で、しばしば臨時議会をお願いをしなければならない状況になっておりまして、このことにつきまして、特にご理解をいただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

なお、そのような事情がございまして、今年度の最終的な予算規模もかなり膨らむのではないかとというふうに想定をされます。そのような事情であるということ、どうかひとつご理解を賜りますようお願いを申し上げたいというふうに存じます。

さて、今ほど議長の方からもお話ございましたが、今ほどのような事情もございまして、6月4日に再度、臨時会の招集をさせていただく予定をいたしております。しかしながら、今回の議員の任期中の定例会といたしましては本日が最後になったわけでございます。

ちょうど合併後5年を経過いたしました。現在の議員の皆様は、いわば合併の立ち上がりから、これが動き出すまでの大変重要な時期を担われてきたものというふ

うに思っております。ここに来るまでにはいろいろな問題もございました。一時、大変市を混乱させるような事態もございましたが、振り返ってみますと、いずれも市民のため、あるいは市の将来にとってどういう形がいいのかということをお互いに議論し合ったわけでありまして、これは議会として当然あるべき議論であったというふうに思っております。そのいろいろな難しい議論もございましたが、結果として今を迎えられたということは、やはり理事者としては、これは喜ばなければならぬというふうには実は思っているところでございます。

さて、いよいよ議員の皆様の任期も残すところあと僅かとなって参りました。今期をもってご勇退をされる議員もおられるかと思いますが、本当に難しい期間を、市民の代弁者としてご活躍をされたことに対して、市民を代表してまず御礼を申し上げたいというふうに存じます。

また、来るべき市議会議員選挙に再度打って出られる議員も数多くおられると思いますが、どうかご健闘されまして、再度この議場でまみえますことを心からご祈念を申し上げまして、私の御礼のご挨拶とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（東川継央君） これをもって、第38回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後2時41分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成21年 月 日

議 長

署名議員

署名議員